

ます。これによって、ここ十年間停滞が続いている個人消費を刺激し、長年の課題たる内需拡大を図るとともに、真に豊かさを実感できる国民生活を実現していくというものです。

第二は、消費税の総額表示の義務規定の削除です。

昨年の税法改正案に際しても、民主党は本修正案を提出しましたが、与党はこれを拒否しました。しかし、その後、民主党が指摘した問題点はいよいよ明らかとなり、施行を目前とした現在に至っても、混乱は大きくなる一方であります。また、世論調査によれば、一般の国民に対する本改正の周知は全く行き渡っていません。過ちは改めるにしかずの教えのとおり、導入根拠も明らかでなく、十分な議論も行わないままに決定された総額表示の義務づけについては、今からでも導入を見合わせるべきと考えます。

第三は、不動産譲渡所得に係る損益通算及び繰越控除制度の廃止時期の延期です。

本改正案は、土地、建物の譲渡損と他の所得の損益通算を廃止するというのですが、このように納税者への不利益を課するような変更を実施する場合は、十分な周知期間を置くのが正道です。ところが、政府案は、十分な議論も踏まえない上に、施行を法成立以前の一月にさかのぼるといふ、不利益の不遡及原則に反したものとなっております。税制に対する信頼を維持するためにも、最低限十分な周知期間を設けるために、土地の損益通算に係る条項の施行期日を二年間延期することとします。

これまでも、これからの毎年繰り返される個人に対する大増税は、国民生活を破壊し、ひいては我が国経済の破局を招きかねません。民主党は、このような事態を避けるために一刻も早い政権交代が必要と考えますが、それ以前であっても、最低限の措置を行うため、以上の修正を求めます。

委員各位におかれましては、私たちの主張の真意を御理解いただき、何とぞ御賛同いただけますようお願い申し上げます。趣旨の説明を終わります。

○田野瀬委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○田野瀬委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として財務省主計局長杉本和行君、財務省主税局長大武健一郎君、国税庁次長村上喜堂君、内閣法制局第三部長梶田信一郎君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田野瀬委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田野瀬委員長 これより両案及び修正案に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。長妻昭君。

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。よろしく願います。

本日は、民主党の次の内閣の五十嵐大臣、そして中塚副大臣もお出ましをいただいております。民主党の方からも所得税法等の一部を改正する法律案というのが出ておりますので、その部分につきまして、まずは質問をさせていただきたいと思っております。

この民主党の法律案、大きくは三つのポイントから成り立っていると思いますが、その三つの概要を、先ほどの提案理由と重ならない部分で御説明を賜ればと思います。

○五十嵐委員 長妻委員にお答えを申し上げます。まず、ローン利子控除でございますが、我が国は、金利は実質ゼロ金利ということで低金利のままでありますけれども、これから景気の上昇の場面では、あるいは、景気が上昇しなくとも、長期金利については、国の財政赤字がさらに拡大し、公債の発行がますます大きくなるという場面で、上昇することが予測されます。そのときに、変動金利、金利の変動のリスクをどうするかとい

う問題が出てまいります。これが行われなければ、変動リスクが吸収されなければ、人々は消費には走りません。かえって景気上昇を冷やしてしまう、そういうマイナスの効果を生むわけであり、そのことを我々は懸念をいたします。

金利変動リスクを吸収して、安心して長期のローンを組んでいただく、住宅を買っていただく、住宅ローンを組んでいただくためにもローン利子控除が必要であり、また、このローン利子控除制度は、外国でも既に、アメリカでかつて行われておりましたし、ヨーロッパでは広く行われておりまして、これが、小さな所得でも大きな生活を受得できる、そういう一つのかぎになっている、消費を拡大する大きなかぎになっているというふうな思いがあります。国民の富の拡大に役立ち、将来の不安を小さくする、そういう制度としてローン利子控除を提案させていただいている次第でございます。

次に、先ほども申し述べましたけれども、消費税の総額表示につきましては、これは例えば本屋さん、書店などでは顕著なわけであり、それ以外にも、長期間にわたって本が売られます。そこで本の表示は、今でもほとんど本体部分と税の部分に切り分けて表示がなされております。これを、総額表示を義務づけということになりますと、一軒の本屋さんで、私も本屋さんでアルバイトをしたことがあるんですが、たくさん本が書店には並べられておりますが、これを一タシールを使って張りかえるといったら、相当な手間、人件費がかかることになってしまいます。

また、小さな商店などでは、一つ一つの値を張りかえる作業も大変なだけではなくて、値を固定しようとするれば中身を少なくしなければならぬというところも起きてまいります。そうすると、例えば漬物屋さんなどは、大根の漬物の先だけカットして出すというわけにはいかななくなっていくというようにもなっております。いろいろな職種、いろいろな御商売でこれは都合が悪いということが出てくるわけでございます。

こうした総額表示を義務づけるというようなことは、これは罰則はないということになっておりますけれども、義務づけるということはやはり問題が大きい。しかも、これは将来にわたって、内税化して痛税感を弱めようというそこな手段として用いられているという疑いもございまして、この部分については削除をさせていただきたいということでございます。

不動産譲渡所得の損益通算については、中塚提案者の方から御説明も後ほどあるかと思っておりますけれども、やはり、一月一日にさかのぼってこれを実施するというのは余りにも周知期間が短過ぎる。

それでは、周知期間をなぜ十八年一月一日まで送るか。これは、逆に周知期間を例えば一年ぐらいに限ってしまいますと、その間に駆け込みというようなことが起きて、かえって経済の正常な取引等に影響を及ぼす。十分な周知期間を持つことが必要だということで、あえて二年間、十八年一月一日の施行期日とするということを定めさせていただきたいという趣旨でございます。

○長妻委員 今、損益通算の廃止について、周知期間の話がありましたけれども、私もそのとおりだと思っておりますが、これは谷垣大臣にお尋ねしますけれども、そうすると、今回政府はここの一月一日からということになりますから、周知期間は、昨日も御答弁されましたけれども、一週間ぐらいたった、去年の十二月の何日から。大体一週間が周知期間と見てよろしいんですか。

○谷垣国務大臣 一週間が周知期間というよりは、一応、去年の十二月に発表をいたしました。それである程度中身についての方向は出た。それはもちろん、国会へ出して御議論をいただくというような過程を通じてずっと周知をさせていくということだろうと思っております。

○長妻委員 谷垣大臣のきのうのお話だと、一週間程度、世間に発表されてから一月一日まで時間があるから、その間に何らかの措置をしたい人はすればいいじゃないかのような形に私は聞こえた

ものですから、そうであれば、政府が言うような駆け込みが、一週間か二週間、その間起こっているのではないかとというような懸念もありますので、そういう意味では、政府が言っている理屈がなかなか通らないのではないかとというふうにも考えております。

これに関して、谷垣大臣にお伺いしますが、この法案とは全く別の話ですけれども、不利益不遡及、こういう原則というのは谷垣大臣自身は御存じであったかどうか、税法に関して、これと離れてお伺いします。

○谷垣国務大臣 そういう考え方がありということとは承知しております。また、承知しております。

○長妻委員 そういう考え方があるにもかかわらず、承知されているにもかかわらず、今回政府はその原則に反するようなことをしているというふうに私は思うんですが、これは民主党の法案提出者、次の内閣の五十嵐大臣、中塚副大臣が来られておりますけれども、この不利益不遡及の原則に政府案は反しているんだ、そういうふうに断言できますでしょうか。

○中塚委員 まず、周知期間がそれだけ短いということになりますと、ひょっとしたら、与党の議員さんでもこの改正について御存じない方がいらっしゃるかもしれないということなわけです。当然ながら、税理士の先生方、また公認会計士の先生方からも大変に多くの御要望というのが寄せられているということだというふうに思っています。やはり、十分な周知期間を置くということが何よりも重要であります。

遡及適用ということですが、納税義務者の不利益に変更する遡及立法は許されない、これは租税法の規定の原則であります。国民は、その時点で法規に従って課税が行われることを信頼しておりますから、各種の取引というものを信託しているわけですから、後からこの信頼を裏切るようなことは、やはり租税法主義、租税法定主義のねらいである予測可能性や法的安定性を根底から揺るがすとい

いうふうと考えております。

○長妻委員 そうすると、この民主党案というのは、損益通算廃止自体には、これ自体に反対なのかどうかというところも御説明ください。

○中塚委員 民主党として、従来よりこの課税方式についてはいろいろな議論をしております。総合課税、分離課税、いろいろな考え方があったわけでありまして、根本的にはやはり総合課税を可とする、ずっと長い間そういうことで来たわけなんです。最近になりました、最適課税理論、そういうふうな学説も言われるようになった。足の速い資産とかは、やはりこれは別の課税体系が必要なんではないのかというふうなことで、二元的所得税でありますとか、資産課税一元化というふうな議論も進めてまいりました。

そういうわけで、その意味では、今回の改正の考え方は、必ずしも私も民主党の考え方に反するということではございません。

ただ、財務省の説明なんか聞いておりますと、金融商品とのイコールフットリングというふうなことを説明いたします。その場合においても、では金融商品と土地が果たして、資産性、資産譲渡所得という意味では同じかもしれませんが、例えば、土地の場合はまだ不動産取得税でありますとか登録免許税というふうな税も流通税としてかかっているわけですから、一概に全く同じものとして扱うのはいかがか、その辺の議論はまだこなれていないというふうに考えております。

いづれにいたしましても、この分離課税ということ自体については、考え方は必ずしも反するものではないということをお願いしたいと思います。

○長妻委員 谷垣大臣にお尋ねしますけれども、昨日のこの委員会で、今の消費税の表示、これがわかりにくいという声が多方面から寄せられて、集会などでもいろいろ来ている、ただし、具体的な数字はわかりません、こういうお話でしたけれども、いつの集会でございますか、それは。

○山本副大臣 税の対話集会等々を、主税局また

は国税庁、たびたび各地域で実施しております、そのときという意味で、特にここということころの意味でお伝えしたわけではございませんので、時間をおかしたければ、その時と場所はわかると思います。

○長妻委員 そうしたら、時間はありますので、ぜひ調べていただきたいと思っております。

それは、私自身はそういう声を聞いたことが、不勉強なのか、ないんですね。今の消費税も定着して、わかりにくいという声は聞いたことがないわけですが、当然、今の消費税を導入するときは、それはわかりにくくなるんじゃないか、こういう声は、これはあつて当たり前だと思いますが、今のお話は、直近この一年間、一年前から今までの間にそういう話が出たということじゃないか、このときの答弁は誇張になりますけれども、そういうことでよろしいですね。

○山本副大臣 昨年の税の対話集会等でも具体的な課題として挙げられているわけではございます。

○長妻委員 それはどういうところから、どなたからですか、何件ぐらいですか。たくさん寄せられているというお話でしたが。

○山本副大臣 それにつきましては、私が出席しているわけではなかったものから、いまだしこの委員会終了後、何日かお時間をいただきましたというように思います。

○長妻委員 本当に私は今の消費税の表示方式とこのものはもう定着したと思うのでございしますが、これに関して民主党の法案提出者は、この総額表示、政府案はやるべしという御議論をいただいている、法案をいただいているわけですが、今の消費税の方式というのは、これは定着したと見てよろしいかどうか、お願いします。

○五十嵐委員 もう既にいろいろところで十分に周知されており、今の方式で特に問題があるというふうには考えておりません。

○長妻委員 そして、民主党案では、この総額表示を削除ということがございしますが、なぜ今の段階で見直すべきとされておられるのか、も

う一度お願いいたします。

○五十嵐委員 やはり中小零細企業者に相当な負担をかけるということが一つであります。

それからもう一つは、基本的に、税というものは、私は痛感があるからいいんだというふうには思っておりません。痛感があるから税に関心をもち、その税の支出される先、予算の歳出の方にも納税者の関心の目が行き届くということになるのであり、いつの間にか取られ、いつの間にか使われる税であるということは非常にその機能を衰えさせるという意味で、私はかえってよくない税だ。ですから、できるだけ私は申告納税をしていただくべきだし、あるいは、源泉徴収というのはよその国でもやっていますからいいんですけれども、いわゆる年末調整というふうなものではできるだけ小さくしていった方がいいというのが基本的な考え方です。

○長妻委員 そしてもう一つ、民主党案では、ローン利子の控除の考え方が盛り込まれておりますけれども、これは大体、減税の見込み額というのはどの程度を想定されておられるんでしょうか。

○五十嵐委員 ローン利子控除の見込み額でございしますが、日銀の統計によりますと、これは住宅を含んだ全銀ベースの公庫、そして信販も入っていますが、住宅プラス消費財のローンで、そして、これは3%の金利というのを想定いたしておりますが、減税見込み額がそれで千二百五十億円でございします。

一方、政府の方の今行われている、既存の住宅ローン減税制度がございします。この新規の発生額は九百億円で、新規ベースであります。三百五十億程度がこれによって減収になります。しかし、これは住宅向けだけではなく、我が方はいろいろな、例えば、教育ローンのようなサービス購入資金向け等もこれを計算しておりますので、これを全部適用したとしますと、百五十五兆円という数字が総額借入額として出てまいりますので、その減税額は九千三百億円ということになります。

一方、現行住宅ローン減税による、初年度では
ない総体の減収額は五千九百億円になりますの
で、初年度でいうと三百五十億円、先ほど言いま
した三百五十億円ですが、成熟時でこれを相殺し
てまいりますと、差し引き三千四百億円の大きな
減税幅になる、その分だけ景気が私は喚起される、
刺激されるというふうに考えております。

○長妻委員 今景気が喚起されるというお話があ
りましたけれども、具体的にはどのぐらいの、実
際、経済波及効果というのが考えられるのか、民
主党案ではお尋ねをいたします。

○五十嵐委員 今のお尋ねは……（長妻委員「経
済効果」と呼ぶ）経済効果ですね、はい。失礼い
たしました。

これはいろいろな仮定を置かなければならない
ので大変その計算は難しいのでございますが、私
どもは、一応、計算を、短期日本経済マクロ計量
モデルを活用いたしましてやらせていただきますし
た。その乗数分析に基づきまして分析をする、と
おおむね〇・四％程度のGDPの引き上げ効果があ
る、そのように思っております。

○長妻委員 そして、さらに損益通算廃止の件で
ございまして、政府は、ことしの一月一日
までさかのぼる理由として、これは、もしさかの
ぼらないで来年一日とか再来年一日になると、そ
の間駆け込みで、損売りがどんどん、土地が発生
して、大変なことというか、地価がまた下がって
しまつて日本経済に良くない、こういうようなお
話をされているわけでありまして、そういう
理由が一番大きいんですか。

○谷垣国務大臣 それは一つの理由でございませ
う。確かに、期間を区切りますと、その間に損を処理
するための、要するに市場の、本来の土地使用収
益を伴わない売り買いが多くなるというのは一つ
の理由でございしますが、それと同時に、やはりパッ
ッケージで、二〇％に落とすというような政策の
パッケージによって不動産取引を全体で活性化し
たいというねらいはあるわけでありませう。

○長妻委員 民主党の法案提出者に聞きますけれ
ども、今、谷垣大臣は、一つの理由だ、駆け込み

損売りが、土地が出るというお話ですね、でも、
民主党案だと延ばすということ、そういう懸念
というのは民主党はどう考えておられるんです
か。

○中塚委員 今回、修正案で、二年間の延期とい
うことを提出させていただいております。

土地の保有の目的はさまざまですが、た
だ、資産運用とかいろいろな目的が考えられると
いうふうに思いますが、やはり土地を所有するか
らには、そこから上がる所得、あるいはそれを売
買する所得、極めて長期的に予定を立てて行うの
が実際であろうというふうにも思っています。そ
ういう意味で、長く続いた損益通算可能という制
度ですから、もうずっとそれが当たり前のことと
して行われてきているわけですので、こういう制
度を改めるときはやはり十分な期間を置かなけれ
ばいけないだろうというふうに考えています。

そういう意味で、そういう、今大臣が懸念を
しておりました、開始時期の延期に伴う駆け込み
的取引の増大による地価の下落、地価低下の加速
化ということ、影響を緩和するため、二年
間という延期幅というものを修正案では盛り込ん
であります。

○長妻委員 ありがとうございます。それでは、
民主党の法案提出者の方は御退席いただいて結構
でございます。

そして、政府が提出しております公債特例等の
法律案について質問をさせていただきますと思ひ
ます。

この中には、年金の掛金を事務費に充てること
ができる、この特例措置、平成十六年度一年間と
いうことでございませうけれども。

これは、今週の月曜日、衆議院の予算委員会
で質疑させていただいたときの発言でございま
すが、きょう森副大臣もお出ましいただいており
まして、森副大臣は、私の質問にこういうよう
なことを言われております。非常勤はまさに文字ど

おり非常勤ですから、そういうことで、要するに、
年金の行政としてのサービスを向上したり、そう
いった意味合いの、事務費の範囲内で、これは、
それこそ財政法の趣旨にのっとって保険金で負担
する、正規の職員の人員費については、給与とい
うことで、これは国庫で負担ということで、非常
勤は保険金で負担、正規の職員は国庫で負担、こ
ういう御発言をされておられるんですが、実際、
予算書を見ますと、この発言というのは間違つて
いる、非常勤職員の人員費が国庫で負担をされて
いる、国民年金特別会計で。こういう実態がある
わけでございますが、これは、森副大臣、発言撤
回をいたしますか。

○森副大臣 私の発言のとおりでございます。

○長妻委員 いや、ちょっとこれ、どうなってい
るんですか。

私がお配りを申し上げました資料がございま
す、この資料の六ページをごらんいただきたいと
思います。これは、特別会計の平成十六年の予算
書でございまして、この六ページに、左の上から
三つ目、何か黒く太い線で囲ってございまして、
これが国庫で負担をする、これは理解してござい
ます。非常勤職員手当、これが二千五百六十六
六十四億円、これは、国庫負担と私は理解してござ
いますけれども、これは、じゃ、保険料負担とい
うことでよろしいんですか。

○森副大臣 委員が御指摘の費目につきましては、
国民年金推進員のことでございませうけれども、こ
れは、平成十年度より、過年度保険料収納対策を
目的といたしまして予算措置されてまいりました
が、平成十四年度に国民年金収納事務が市町村か
ら国に移管されたことに伴いまして、保険料の収
納強化対策、つまり、夜間や土日の戸別訪問など
により保険料収納を実施しておりますけれども、
そういうことを目的として本格的な配置となつ
たものでございませう。

本来、徴収事務は、国庫金の徴収についての信
頼性を確保しなければならないこと、未納者から
保険料を徴収する事務であり、高い職務能力が必

要であることから、正規職員が本来実施すべきと
ころでございませうけれども、国の定員削減計画に
より増員が困難でありますことから、非常勤職員
をもって対処しているところでございませう。

国民年金推進員は、歳入金の徴収事務に際し国
庫金を扱うことが不可欠でございますので、会計
法上の分任収入官吏として発令され、職員の身分
を位置づける非常勤職員手当として給与の区分け
を明確にしているところでございませう。非常勤職
員手当は人員費でありまして、一般職員と同様、
国庫負担をもって措置をしております。

○長妻委員 じゃ、さっきの発言、撤回してくだ
さい。非常勤職員が保険料、正規職員が国庫負担、
月曜日の予算委員会でも今ここでもそのとおりで
すと言われましたから、これは撤回して謝罪して
ください。こんないいかげんなことじゃ困ります。
質問でございませう、撤回しないと。国庫じゃな
いんですか、非常勤職員。この二千五百人、国庫じ
やないですか、国庫負担じゃないですか。

○森副大臣 私が申し上げているのは、原則とし
てということ、申し上げたのでございまして、特
に、今申し上げたように、国民年金推進員につ
きましては……（長妻委員「原則なんか言つてない
ですよ、聞いてないですよ、原則という言葉は」
と呼ぶ）いやいや、私の議事録見ていただければ、
そのように申し上げております。

○長妻委員 言つてないですよ。予算委員会の議
事録でございませうけれども、非常勤は、先ほどの
読み上げましたけれども、保険金で負担する、正
規の職員の人員費については国庫で負担する、と
先ほど冒頭にそういうふうにして申し上げたら、そ
のとおりですと言われたじゃないですか、ここで。
じゃ、ちょっとこの議事録を持ってきた、精
査して、それを謝罪してください。そういうい
かげんな答弁、困ります。質問でございませう。非常
勤、国庫じゃありませんか。保険料と国庫、両方の
職員がいるんじゃないですか。

○森副大臣 若干不正確なところがありましたら、
そのように訂正をさせていただきます。（長妻委

員「いや、だめです、ちゃんと謝罪して、そのように——謝罪しないんですか」と呼び、その他発言する者あり」

○長妻委員 委員長、速記をとめてください。

○田野瀬委員長 両者一致したらとめます。(長妻委員「協議中だから速記をとめてくださいよ」と呼ぶ) いやいや、両者がとめると言ったらとめますよ。(長妻委員「速記をとめてくださいよ、協議中ですよ」と呼ぶ) いやいや、両筆頭が今協議して、とめるということであればとめますから。(長妻委員「とめてくださいよ、委員長の権限で、普通とめますよ、ちよつと委員長、こんなばかな運営どうしてしているんだよ、速記をとめてください、協議中ですよ、協議中で速記とめない委員会どこにあるんですか、委員長、速記をとめてくださいよ、こんな委員会ないよ、委員長、速記をとめて」と呼ぶ)

○森副大臣 やや、私のせんだつての発言に舌足らずのところがあったと思いますけれども、そういう意味でそのように訂正させていただきますと先ほど申し上げましたが、私の認識では、私が申し上げたその非常勤というのは、謝金職員や補助業務の賃金職員など、そういった業務に当たっている者のつもりでございまして、組織定員上認められている職員とは異なる性格を有しており、支出上の費目の謝金、諸謝金もしくは庁費を特例措置の対象として保険料負担としておりますので、そのように訂正をさせていただきます。

○長妻委員 これは委員長にもちよつと注意しますが、これも、こういう協議しているときは、私の質問はできないわけですから、質問時間としてカウントしないで、速記をとめる、こういうことをお約束いただきたいと思ひます。

○田野瀬委員長 両筆頭で同意をしていたら、そして私にとめろという両筆頭の合意があればすくともめます。(長妻委員「そんな整理じゃ質問できません、そんな整理じゃできません」と呼び、その他発言する者あり) それは私の認識でございす。両筆頭の同意のもとで議事をとめるという

ことで処理をさせていただきます。(長妻委員「とめてください、この委員会質問できないですよ、そんなことじゃ、委員長、時計をとめてください」と呼び、その他発言する者あり)

ちよつとそつちで話してください。私の整理権の範囲で、両筆頭がとめろと言えはすくともめます、与野党の理事の皆さんが。それは私の整理権の範囲内でございますので。——どうですか。それなら、今速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田野瀬委員長 速記を起こしてください。

それでは長妻君。

○長妻委員 では、委員長、謝罪してください。——では、委員長の謝罪は理事会でぜひ御検討いただきたいと思いますが、わかりました。

○田野瀬委員長 はい、了解しました。

○長妻委員 今の話は重大な話なんです、森副大臣。原則的にという話は後から、今つけ加えて答弁されましたけれども、これは人数を私調べてびつくりしましたよ。全然違うんですよ、森副大臣。

非常勤職員が、基本的には非常勤職員六千五百六十六人ぐらいの方がおられるんですよ、社会保険庁に。そのうち四千人が、森副大臣が言われるように保険料でお給料を支払われているんですよ。ところが、原則的という話、後からつけ加えましたけれども、一部じゃないんですよ、六千五百人のうち二千五百六十六人もが国庫でお給料をもらっているんですよ、非常勤職員なのに。予算委員会での答弁とここの冒頭の答弁と全く違うじゃないですか。一人二人が国庫ならまだわかるんですよ、非常勤職員のうち、たまたま。原則的にそうだと後からつけ加えられませんでしたけれども、二千五百人じゃないですか、六千人の中で。それが国庫なんです。全く違うじゃないですか。謝罪して、きちつこの予算を削ってください。

○森副大臣 先ほど申し上げましたとおり、この国民年金推進員につきましては、まさに正規の職員に準ずる仕事をしておりますので、謝金等で賄っている賃金職員とは本質的に性格を異にしております。

○長妻委員 そういうことは聞いていません。この職員も非常勤職員なんです。国家公務員非常勤職員なんです。非常勤は保険料と言ったじゃないですか。ですから、撤回して予算を削ってください。納得できませんよ。謝罪して、撤回して。

○森副大臣 私の言い方が、表現が不正確であつたならば、それは謹んで訂正をさせていただきます。

○長妻委員 そうしたらば、はっきりと、ではこういうふうに訂正してください、自分の発言を撤回して、訂正すると。非常勤職員は、保険料だけではなくて、二千五百人は国庫です。そして、その上で謝罪してください。

○谷垣国務大臣 森副大臣の御発言に私からちよつと補足をいたしますと、この特例公債をお願いして、本来は国庫で負担すべきものを年金の方でお願いをするときに、どういう基準でやるかということについてはいろいろ議論がございました。

そこで、厚生労働省の方からは、国民年金でいいますと、国民年金事務を行う国の職員の基本給あるいは諸手当などの人件費については、これは国庫負担としてくれ、それから、人件費以外の事務費の範囲内で特例措置を講じる、こういう考え方を基本線としてくれたというのが、当時、厚生労働省から私どもに示された考え方でありました。

ただ、その時点ですべて考え方が整理できたわけではありませんが、かなり、財務大臣と厚生労働大臣が相談をしてつくつて、かなり区々であったのは事実であります。それがだんだん、何回か重ねるに当たつて、先ほど、原則としてということという方向で、人件費と人件費以外のものというこ

とで整理をされたというのが現在の姿であります。

○長妻委員 じゃ、森副大臣、どうですか、さっきの私の提案は。

○森副大臣 繰り返し申し上げます。私の表現に不正確な点があつたことにつきまして、謹んで訂正いたします。

しかしながら、その予算措置については、ただいま財務大臣から補足の御答弁があつたとおりでございます。

○長妻委員 ですから、これはいいかげんなんです。保険料を流用する、国庫を使う、原則があるんだと。人件費は国庫、それ以外は物件費と呼んで、保険料、こういう原則は全然違うじゃないですか。原則的という表現でも、二千五百人が国庫なんです。

もう一つお伺いしますが、私がお配りした資料の七ページ、国民年金事務取扱交付金ということで、地方自治体に、国民年金の掛金、あるいは国庫負担で流れているお金でございます。七ページでございます。

そうすると、今週の月曜日の予算委員会では、坂口大臣がこういう原則も言われているんですよ。平成十年以降、この財源法によりまして、人件費につきましては一般会計から、そして諸経費につきましましては一般会計から支給するということに振り分けがされた。そして、森副大臣もこういう答弁を月曜日されておられます。人件費については国庫負担、それ以外は保険料というのは変わっておりません、十年度から。こういう御答弁を明確にされておられるわけでありす。

か。

○森副大臣 国民年金事務費につきましては、国民年金事務を行う国の職員の職員基本給、諸手当などの人件費については国庫負担とされ、人件費以外の事務費の範囲内で特例措置が講じられております。

○長妻委員 そうすると、例えばこの七ページの表で、平成十六年度二百二十一億円という人件費というお話でしたけれども、この二百二十一億円は何人の人にお給料として配られるということでしょうか。

○森副大臣 それは把握できません。

○長妻委員 把握できないのであれば、これは人件費かどうかというのはいらないじゃないですか。いいかげんじゃないですか。また撤回してください、今の発言。把握できないというのはどういうことですか。

○森副大臣 市町村交付金の国庫負担の額は、国民年金事務についての過去の実態調査を勘案し、毎年度、財務省と協議の上で予算措置がされているものでございます。

○長妻委員 いや、だから、この二百二十一億円という、今予算の審議を予算委員会で行っているわけですよ。二百二十一億円、これは全額お給料ですね、地方自治体の人の。何人のお給料ですかと聞いているんです、さつきから。

○森副大臣 市町村交付金は、人件費の費目ではありませんが、市町村職員の給与費を含む性格のものでありますので一部を国庫負担としており、その額は予算で決められてきております。

人数はわかりません。

○長妻委員 人数がわからないで、何で人件費なんです。じゃ、これが全部人件費だと、お給料だと断言できるんですか。

○森副大臣 ですから、何度も申し上げますように、市町村交付金については、その中に国費の負担分と保険料充当分があって、それは、実態調査に基づいて、財務省と協議の上で、毎年予算措置をしているところであります。

○長妻委員 ですから、質問に全然答えていないですよ。

二百二十一億円は森副大臣の仕分けだと国庫負担ですから、これは人件費じゃなきゃだめなんですよ。地方自治体の職員何人で、全額人件費なんですね、そういうことを聞いているんです。また答えられなければ、本当に質問できませんよ。

○森副大臣 市町村交付金は人件費の費目ではありませんが、繰り返しになりますが、市町村職員の給与費を含む性格のものでありますので、一部を国庫負担としており、その額は予算で決められてきております。

○長妻委員 ですから、一部を含むということは、人件費は保険料でも賄っているということですか、百五十八億円の。どういうことですか。そうすると、さっきの原則、全然違うじゃないですか。一部負担というのは、二百二十一億円の人件費を賄って、これでも足りないから保険料でも人件費を賄っているということですか。そうであれば、幾らぐらい賄っているか、お教えください。

○森副大臣 市町村交付金は、たびたび同じことを申し上げますが、人件費の費目ではありませんが、市町村職員の給与費を含む性格のものでありますので、一部を国庫負担としており、その額は予算で決められてきております。

○長妻委員 この二百二十一億円は、人件費じゃなきゃだめなんですよ、百五十八億円は人件費以外の物件費じゃないとだめなんですよ、この原則では。

そうすると、二百二十一億円は人件費だということを出してください。何人にお給料を幾ら払うのか。ですから、二百二十一億円は、何人の地方自治体の職員に払う、全額がお給料なのかどうか。そんな当てずっぽうで二百二十一が人件費だと言われても、それは信用できないわけですよ。その資料を、あるいはその数字を出してください。あるいは、全額が、全部本当に二百二十一億円人件費だ、こういうこともきちつと言っていたらいいということなんです。

○谷垣国務大臣 今おっしゃった二百二十一億は、これは市町村事務取扱交付金、これは平成十二年度から、地方分権一括法で国民年金事務の加入適用事務が国に移った、それから、平成十四年度から保険料収納事務が国に移管されたということによって、市町村の事務がそれで国庫負担ということになっていくんですが、要するに、先ほど申しましたように、諸手当などの人件費については国庫負担とし、そして人件費以外の事務費の範囲内で特例措置を講ずる、つまり年金の方にお支払いするという仕分けの中で、これは要するに交付金でありますから、地方にお渡しして、地方でこの年金事務に関して使った、こういう趣旨のお金でございます。

○長妻委員 ですから、何度も言うように、この二百二十一億円、人件費だということを、厚生労働省、人件費だということを示してください、何人のお給料なのか。それをさつきから言っているんですよ。

○森副大臣 ですから、今大臣から御答弁もありましたけれども、これは交付金として、これまでの実態調査に基づいて、協議して、その割合を人件費見合いのものとして物件費見合いのものというところで交付しているわけでございますので、その先の何人だということは私も把握をしておりません。

○田野瀬委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田野瀬委員長 速記を起してください。

森副大臣。

○森副大臣 市町村事務取扱交付金につきましては、人件費の費目ではありませんが、交付金は、市町村の職員が国民年金事務を行うための経費として交付するものであり、職員の給与を含む性格のものであります。このことから一部について国庫負担としており、具体的には予算措置で決められております。

○長妻委員 さつきと同じじゃないですか。ですから、全額がお給料なのか、そういうことを言っ

ているんですよ。給与費を含むじゃなくて、全額お給料なのか。ちゃんと確認しているんですか、決算。平成十四年度の決算はちゃんと確認しているんですか。

○谷垣国務大臣 ちよつと議論を整理させていただきますと、先ほど私が申し上げたことは、仕分けをしますときに、厚生労働省からは、要するに人件費は国でもつてくれ、それから人件費以外のものについては、それは年金の中から負担する。これは全部負担すると言っているんじゃないんです。負担する、つまりこの法律の仕組みが、年金の方に負担を求めることができるという仕組みで、人件費以外のものについて年金の方で負担するということがある、そういうことで整理してくれということ、これも実はいろいろ紆余曲折があったわけでございますけれども、おおむねそういう形で整理してきた。ですから、人件費は国で見えておりますけれども、国で見えているものの中には人件費以外のものもあるんです。おおむね、だんだん整理されて、人件費、物件費ということですから、物件費が全部年金だというわけにはないんです。

○長妻委員 いや、森大臣が、人件費については国庫負担、それ以外は保険料というのは変わっていない、平成十年から、そういうふうにならわっておられるからこれはお聞きしているわけですよ。ですから、厚生労働省がそういうふうには認識していれば、この二百二十一億円が全額お給料なのかと。

じゃ、これだけ答えてください、二百二十一億円は全額お給料なんです。それを答えればいいですよ。

○森副大臣 給与の性格のある費用でございます。○長妻委員 給与の性格のある費用ってどういうことですか。だから、全額給料ですか。給料ですと言えないんです。そうすれば次へ進めますから。二百二十一億円は全額給料です。そういうことですね。

○森副大臣 本当に繰り返すにようになりますけれども、交付金でありますから、その使途は明確であります。

○田野瀬委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田野瀬委員長 速記を起してください。

森副大臣。

○森副大臣 ただいまの、使途が明確でありますというは大変な表現でございます。訂正させていただきますけれども、要するに、交付金の性格からして、私どもがその内訳を把握していないということを申し上げたつもりでございます。

また、どうも話がかみ合っていないような気がいたしました。私も長妻委員の御趣旨がよく理解できないんですけれども、いずれにしても、もう一度調べ直して報告をさせていただきますと思います。

○田野瀬委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田野瀬委員長 速記を起してください。

長妻委員の残余の時間は延期をいたしまして、次に、松原仁君。

○松原委員 民主党の松原仁であります。

私は、今回のこのいわゆる所得税法等の一部改正の中で、特に土地等の譲渡損失、損益通算廃止が含まれている部分に関して質疑をしていきたいと思っております。

このいわゆる法案であります。バブルが崩壊して、大変に土地の値段というのは下落をしてくているわけがあります。それまで日本の経済は右肩上がりであったわけですが、バブルが崩壊して土地神話というものが崩壊したわけでありまして、そのことによって大変な社会的混乱が起きているわけがあります。もちろん、不良債権問題というもの、このバブルの崩壊によって発生して……（発言する者あり）ちよっと皆さん静かにしてもらえますか。バブルの崩壊によって起こったものであるというのは当然であり

ます。

こうした中で、今回提出されましたこの法案の中で、要するに利益を出しているところはいいわけでありまして、損失を出しているところ、例えば賃貸アパート等を経営していて、そういったものを売却して逆ざやが出た場合、それは損益通算ができないというふうなことが盛られているわけでありまして、考えてみると、損益力云々ということも今の法律の中では随分と議論をされているわけでありまして、逆ざやというんですか、土地の値段が目減りして売却した賃貸用の不動産が赤字であるというケースは、そういった意味で既に財政的にその持っている個人からすると極めて厳しい赤字の状況であって、そこにさらに追い打ちをかけるように損益通算をさせない、こういうふうな内容は、これは損益力を失ったところに課税することになるのではないかと、このように思うわけですが、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 損益力のないところに税をかけるのは筋が違っている御批判ですけれども、やはり損益通算をするには、性質の共通なものとして、損益通算をしていくというのであれば、私はこれは合理的だと思えます。

しかし、これも何らかの御答弁をしておりますが、土地の譲渡益というのは、これは取得のときから長い間かかって最終的に利益あるいは損失が確定するわけですから、いつその利益なり損失を確定しようかということ、その所有者の意思にかかっている。利益が出たり利益が出ない場合も、そういう性格がございます。ところが、そのほかの所得、事業所得であるとかあるいは給与というものは、その年その年の、一生懸命働いた、それによってそういう所得がある。

これは、性格が違うものを通算するというところに一つ問題があるということを私も申し上げておきたいわけでありまして、

○松原委員 質問の趣旨が違っているので、そういった議論は後で、質問の後でそれはしていきたいと思っております。

私が今申し上げているのは、これは、損益力がない、税負担能力のないところに対して追い打ちをかけることにならないかということを開いていくわけでありまして、

○谷垣国務大臣 損益力のないところに松原委員おっしゃいますけれども、やはり利益が出たところに税をかけるというのは、これは課税の原則ですから。問題は、果たしてそれが通算できるかどうかというところに問題があるわけですから。先ほどちよっとすれ違っているという趣旨のことをおっしゃいましたけれども、私は、松原委員の問題意識に私なりの問題意識でお答えしていると思うんです。

○松原委員 結局、不動産を売ったからとてあえずキャッシュフローが入るだろう、こういうことを今おっしゃっているんだと思うんですが、お金がそこにあるからそこに課税するという議論でいけば、極端なことを言えば、私がどこから借金してきて、ここに金がある、そこに課税するという議論すら成り立つぐらいいです。要するに、逆ざやで売っている場合というのは厳しい環境になっているわけですよ。

それは基本的に、損益力の観点からいって、利益が上がって売っているところと、仕入れが合って売るところと一緒じゃないですか。仕入れよりも安い値段で売った場合は、それは利益が上がっているわけですよ、売ったことによってお金があった。そんなのはだれが考えたって当たり前の議論です。

私は、そういった意味で、このことは、損益力があるところと、短期で、例えば七、八年前に買ったとき一億円だった、それが今一億二千万で売れました、これだったらいいんですよ。そうじゃない、一億円で買ったものが八千万でしか売れない、下手したら五千万になってしまった。五千万入ったから、お金があるから課税するということでは、私は、本質的議論にならないだろうと。私が冒頭申し上げたのは、損益力がないところと結果として課税されることになりませんか。

これは、現実になるというふうにお答えいただければいいわけですよ。

○山本副大臣 先生おっしゃる意味での損益力、すなわち、応能課税の大原則の中で、個別に委員さんのおっしゃることを例に引けば、確かに収入がなくなるわけですから税負担にたえられない、その意味では損益力に欠けているだろうということとは言えようかと思えます。

しかしながら、この応能課税の大原則というものについては、抽象的、一般的に、広く課税権を行使するという意味に使われる原則論でございますので、その意味からしますと、いわゆる政策的判断、そういったことの中で考えれば、そういったいわゆる個別損益力に欠けた人もいられるかもしれないけれども、逆に言えば、それを活用してあるいは利用して、節税効果、あるいはそれ以上に税を公平に分担していただけない人もまた出てくるという現実もあるわけでございます。

○松原委員 今、私の大学の先輩でもあります山本副大臣から答弁があったわけですが、前段の部分が要するに私が言いたかったことですから、そういう事実がある、このことはやはり認めてもらわなきゃいかぬわけでありまして。

○山本副大臣 せっかくの御質問でございますし、その前段部分ではそのとおりでございます。

○松原委員 それでは次に、今回のいわゆるこの法案、損益通算が廃止される、こういうことではあります。これに対して、東京税理士会もしくは公認会計士の会、こういったところから大変に強い懸念というものが表明されているわけでありまして。

少し読ませていただきますと、税理士会の方は、ほとんど議論されておらず、納税者にとって唐突過ぎる改正であるということ、公認会計士の会の方には、個人所有の不動産の流動性を損なう要因ともなりかねず、国民経済に対する影響は大きいとか、地方経済を支える個人色の強い中小企業にとつては重要な社会問題に発展することも予想されるとか、個人所得として明らかに負の所得が

実現しているにもかかわらず考慮されていないとか、こういうふうないろいろな緊急提言、このことは極めて今の国民経済にとってマイナスにふれる可能性があると緊急提言が税理士会や公認会計士の会から上がっているわけでありまして。

このことについて、今若干申し上げましたが、特に彼らは具体的にどのような理由を付してこの問題に対して反対を表明しているかということ、これは事務方の方で結構ですから、お答えいただければと思います。

○大武政府参考人 日本税理士会から出されたものを代表で読みますと、理由としてはこう書いてあります。

昨年来の政府税調、自民党税調等においてほとんど議論されておらず、納税者にとっては唐突過ぎる改正、納税者の税負担について不利益を及ぼす過及立法は本来行うべきでなく、特に今回の立法が今後の前例とならないようにすべきである、以上の税制改正について、その手続のあり方は問題というような提言になっております。

○松原委員 税理士会や公認会計士会が、どのような理由をもって今回のこの事柄について反対をしているかというのは、そういったことを含めいろいろとあるわけでありまして。

私が申し上げたいのは、彼らがこれに反対をしているということに対して、どのようにこれを解釈しているのか、このことを伺いたいと思います。

〔委員長退席、山本（明）委員長代理着席〕
○谷垣国務大臣 税理士会の先生方にせよ、公認会計士の方々にせよ、税に関してはプロでいらっしゃいますから、我々にとっても大事なカウンターパートといえますか、いろいろなことを常に協議させていただきなかならない方々であることは事実でございます。

先ほどのような御意見があることは承知しておりますけれども、評価というところと難しいんですけれども、譲渡所得というものはどうあるべきかと、それから、これもるる申し上げており

ますけれども、損をどう埋めていくかというような観点ではなく、やはり適正な本来の土地の使用収益に見合った市場を形成していくとか、そういうような政策的判断をどちらかという優先先させていただいたということなんです。

また先走って言ってしまったらお許しください。

○松原委員 私も政治家として活動しておりますが、谷垣大臣もそういった意味では地域の政治家として活動しておられる。我々は、もちろんそういった学術的な内容というものも必要かもしれないが、実体経済というんですか、現実がどのようなか、政治は理想を語り、それが正しいかどうかを議論していかねばいけないわけでありまして、現実がどうであるかということの認識が必要なのであります。現実がどのような状況であるかという認識が必要であります。

そういう意味において、今回のこの問題について、例えば税で一般の個人の皆さんが相談するのは税理士であったり、もしくは場合によつたら公認会計士だったりする、本人が税の知識を非常に持っている人は極めてまれでありまして、つまり、税理士会や公認会計士会というのは、現実の納税者の実態に一番接している。それは、財務省の人や、そういった皆さんより、税理士会や公認会計士会の方がはるかに一人一人の納税者と接触をしているわけでありまして。理論、理屈がどうであるかという議論、それはそれで大事であります。しかしながら、政治家として、特に行政が判断する場合、特にリアリズムを重んずる貴党の皆さんにおいてなぜこういう現実を認識できないのか。恐らく、後で聞いて、何だこれかと思った人がたくさんいると思うんですよ。これは何だと。

簡単に言うのと、わからない方がもしいたらいけないので、私も復習の意味で申し上げますが、例えばアパートを建てて、家賃収入をそれで得ていく、しかし、あるときアパートを手放そう、違う事業をやろうと思ったり、それはわかりません、アパートを手放した場合、従来はその損失はほか

のものといわゆる損益通算ができた、それができなくなる、こういうふうな法律であります。

これは確かに、これから議論しますが、いわゆる二元論、スウェーデンとかあいうところで盛んになってきているという話であります。そういう一つの理想、これについては是非この議論で私は聞きたいと思っております。しかし、私が言いたいのは、そういうことと現実のリアリズムというのがあるだろうと。リアリズムを大事にするから、やはりそれは政治に対する信頼になるわけでありまして。

私は、そういった意味において、公認会計士の方や税理士の方々がこれだけ間髪入れず反対をするということは、それは理想はいいですよ、理想はどこのどこのかわかりませんが、財務省の一部がつくったのかどうかかわかりませんが、しかし、この理想は云々としても、現実的にこれだけの拒否反応が起こっている、輸血した血が中で拒否反応が起こっている、こういうことについてどうお考えかということをお聞いているんです。

○谷垣国務大臣 リアリズムを強調されるお気持ちはよくわかります。私も、自分の丹波や丹後の地域に密着した政治家でありたい、こう思っておりますが、しかし、それをおっしゃるならば、先ほど山本副大臣がおっしゃった、これによつてどういう方が便益を受けるかということを考えますと、やはり土地をたくさん持つていて、資産もたくさん持つていて、そして通算をしてそれをやっていくことができる方、これは相当な資産家だと私は思います。やはり、広く、税率も下げて土地取引を活性化していくという大きな目標とどっちをとるかということをお判断しなさいけないわけですね。

私は、今の言い方で言えば後者をとったということでございますので、リアリズムがない、こう言われてしまふとそれまでなんです。そういうことではないかと思っているんです。

○松原委員 私は、大地主だということは全然違うと思うんですよ、これ。昔からいる大地主は、

むしろこれの損益で損しないケースが多いと思う、僕は。むしろ、例えばサラリーマンでも、将来独立をしようとか前向きに思っていて、とりあえずどこかにワンルームを買って、人に貸してというふうな人たちが逆ざやで困るわけですよ。つまり、個人の資格であるといえども、積極的に、日本の経済にアグレッシブにかかわっているという人たちがしゅんとするんですよ、これは。

そして、仮にこうなれば、次からこういった、いわゆる不動産に対して、これは後に質問するわけですが、投資をして前向きにやっていく、将来おれも脱サラして一発やってみようか、こういう人たちは土地に対して投資をしなくなりまして、恐らく。その辺は、私は、谷垣大臣は、特に東京とか首都圏においてはこういう事実がたくさんあると思うんだけど、その辺の事実を本来であればもう少し御認識をいただきたいというふうに思うわけでありまして。

質問を先に進めてまいります。

今回の、税制調査会の答申がありました、この税制調査会の答申において、日本社会においてトレンドがある、こういうふうな話がありました。国から地方というトレンドであります。また、官から民へ、こういうトレンドが言われております。私は、こういった国から地方、また、官から民へというトレンドと同じように、私たちは日本の景気をだれが引っ張るのかという議論をした場合に、外需から内需というのが一つのトレンドになつていくだろう、そうせざるを得ないだろうと思っております。

内需とした場合に、それはたくさん要素があります、消費者といわゆる供給者という、こういったさまざまな議論がありますが、内需を引っ張っていくためには、今この損益通算ができなくなるということによって大変な衝撃を受けるような、そういう一人一人の、かなり積極的に経済に対して参加する人間が日本の景気を本来引っ張っていくための大きな財産であろう、こういう認識を私は持っているわけでありまして。私の周辺にもそういう若

い仲間がいますし、恐らくこのことで衝撃を受ける仲間は大々さんいるだろうというふうに出ておられます。

そうしたときに、法人は、今、御案内のとおり、元気がない。法人というのは非常に元気がない。日本の場合には法人はみんな借金していますよね。国から始まって、国が一番借金している、こういうふうに出ておられますが、これは借金を正さなければいけないと思っております。借金している国が借金している企業を倒産できるのかというのは、これは大きな問題でありまして、それは、言葉は悪いけれども、泥棒が泥棒に物を言えるのか、こういうふうな話になってくるわけでありまして、私はその議論はここでいたしません。結果として、元気なのは、一千二百兆なり個人資産があるという、その個人であります。

結局法人は損益通算ができるわけでありまして、個人は損益通算ができない、今までできたのができなくなる、このことについてはどういう御所見をお考えでしょうか。

○山本副大臣 法人の所得に対する実効税率は、国税、地方税合計で約四〇％でございます。個人の土地、建物等の長期譲渡所得に対する改正後の税率二〇％の約二倍である。そういうことを勘案しまして、もともと個人と法人とは、もとより税体系も異なっておりますし、損益通算だけをとりえて有利、不利を論ずることは少し適切でないような気がいたします。

○松原委員 少なくとも、個人が今までそういうメリットがあったものがなくなってくる。私はなくなるというのを見て、逆に、個人が今までそういうのはなかったけれども、そういうメリットをつくるというなら、個人の持っている一千二百兆、一千四百兆、これが機動的に出てくる。今、日本は、確かに個人は持っている人いるんですよ、しかし、それが機能しないところに宝の持ちぐされという問題がある。

だから、それを機能させるためにむしろそういった部分を、極端に言えば、今まで損益通算で

きなかったものを損益通算しようというなら、個人がどんどんと経済市場に出てくる条件整備になるけれども、逆に、今まであったものを減らすというのは、私は逆行ではないかというのを申し上げておられます。私は、この部分に關して——それは法体系の理論とか全体像の議論はあるでしょう。この個人において、その持っていた税財政上のメリットが、特典がなくなるといふ点においては、これは事実でありますから。特に、それは前向きに個人で事業をしようとしている人においては、そういう事実があるということとを申し上げておられます。

これは、そういうことですから、当然、今、山本副大臣も、谷垣さんはちよつとまどうなずいておられますが、これであらうなずいてということでありまして、そのように了解をしたいと思っております。

そういう中で、今回、この損益通算をなくするという決断が一体何によってなされたのか。もちろん、法体系というものは、これは理屈とてある。しかし、私は、財務省側の持つニーズというんですか、意図というのはそこにあるだろうと思うんです。財務省側は、つまりは、それまでの長期譲渡所得が、結局二六パーから二〇に減額になるわけでありまして、これは、利益を出す側にとつては、不動産を売却して利益を持つところにおいては、プラスの判断材料であります。その部分の税の減収を補てんする意味で当然パッケージというふうにおっしゃっているわけですから、パッケージでこういうたいわゆる通算、合算が行われなくなる、こういう理解でよろしいですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。財務省とありましたので、お答えさせていただきます。

この改正案の主たる要望は、むしろ国土交通省サイドからであります。それと、我々から申しますと、先生が言われるとおり、土地はやはり公共性のある資産でありますから、我々としてもその公共性ということ認識せざるを得ないというの

は、財務省もそのとおりであります。

ただ、土地とか建物とかそういうものにつきまわりの譲渡損益というのは、以前から大臣がお答えされているように、一定の時間を経て生じた含み損益が納税者の任意に行われます譲渡の機会に一度に実現するという意味では、やはり分離した方がよい。これは長年政府税調からも言われております。

そのような背景で申すれば、利益が出たときだけ分離で、売ったときに総合合算するというのは、やはり全体としてバランスがとれない。そういう意味では、我々、今金融課税も検討しておりますが、株も土地も同調のごときでございまして、そういう観点から、パッケージとして譲渡損と譲渡益それぞれを分離課税で流動化しやすいようにという、国土交通省の要望も受けて改正をさせていただいたというのが背景であります。

（山本（明）委員長代理退席、委員長着席）
○松原委員 パッケージというのでありますから、私の理解では、この二六％から二〇％になるというふうなことの埋め合わせという要素が恐らくあったのではないかとこのように思っているわけでありまして、ここで事業用の土地の譲渡損の問題をさらに議論していきたいと思っているわけでありまして。

このいわゆる事業用の土地の譲渡損というのに関しまして、事業用不動産の譲渡損益は例えばその本人の勤労所得と合算するというのは、今言ったような意味でこれは考えていくべきだということに率直に思っております。リアリズムからいって今今すぐやるのはどうかというのとは別です、しかし、そういう議論はあるだろうと。

ただ、私が申し上げたいのは、事業用不動産の譲渡損益は事業収益と一体のものである。これは同じものですよ、明らかに。同じものですよ。例えれば、自分の所得を持っています、その所得は営々としてどこかの会社に行つて働いてお金を得ています、月二十万か三十万か四十万、年

間で幾らか稼いでいます。その彼が一大発起して借金して、大体借金を買っていますから、全額お金を買うんというのではないですから、借金をアパートを経営するなり、マンションの部屋を一室買うなり二室買うなり三室買うなりする。そして、その収益がある。それが例えばアパートを二棟持っていたというふうな場合に、一棟売った大きな損失が出た、一億円で買ったものが五千万円でしか売れなくて五千万損した。それをこちら側の一棟の事業の収益と合算するのは当たり前ではないか、同じ事業用収益として、これは合算できるんですかどうですか、技術的に今回の法案で。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。本業が不動産というような方であれば、それは棚卸資産として回転する土地、建物でございますから、それは当然のことながら不動産業として合算されます。しかし、そうではない、いわゆる事業用で通常使っているような土地をたまたま売るといふような場合には、それは業としてのいわば棚卸資産じゃありませんので、それはやはり別物かと思ひます。

特に、先ほど政府税調のお話をさせていただきましたが、いわゆる譲渡所得というのは、損に選んでも利益を出すにしても、本人の選択でその時期を選ぶ。しかし、その値上がりとか値下がりというのは長年のいわば公共的な活動によつて、利益が出たり、収益が上がったり下がったりする、いわば他人の行動によつて動く、そういう性格のものがある一時期に実現することがある。

それに対して、不動産所得のようなものは、いわば勤労所得とある意味では似ておりまして、継続的に実は所得が入ってくるものであります。したがって、本来的には、先ほど御答弁させていただきましたとおり、分離課税という意味では、譲渡所得は分離課税で、それ以外の所得との通算を認めないというのが一つの政府税調の従来の考え方の流れにあるということだと存じます。

○松原委員 政府税調ということですから、その

質疑もしていきいたいと思つてゐるのであります。

基本的に、このいわゆる譲渡所得、建物を買つて損失が出た場合には、その個人がそれをなりわいとしていなくても、結果として、自分の副業と言つていかどうかかわからないけれども、そういうものを買つていたときに、それは当然同じくぐいの事業収入とは合算をするというの、これは税の理屈からいって当たり前だというふうに私は思つております。

不動産をなりわいとしてゐる場合はそれはできるといふことでありますが、不動産をなりわいとしていなくても、どっちが生業かというの、非常に職業の概念がまた変わつてきていますから、非常に難しい話であります。一日の時間のマジヨリティーを使つてゐるからそれが生業かどうかというの、一人が複数の職業を持つたりするような時代でありますから、そういう意味で、その事業をやつてゐる人間が、例えばマンションの一室を三つ持つてゐるサラリーマンがいた、一室を売つて損失が出た場合は、他の二室の利益と利益が上がつてゐるとすれば、合算するというのは僕は当然のことではないかと思ふんですが、これは、大臣、いかがですか。

○谷垣国務大臣 それはさつきから御答弁しておりますように、確かに事業として不動産業みたいなものを買つてゐる場合にはそれは当然のことだろうと思ひますが、先ほど申し上げましたように、やはり譲渡所得とはかの事業所得というのとはちよつと性格が違ふものではないかというふうに私は思ふんです。委員は、そこは違ふなとおつしやつてゐるわけですよ。

○松原委員 同じことをやつてゐるんだから。結局、不動産を買つて、それは賃貸収入を得るために買うわけでありまふ。しかし、それは一体として理解してゐるわけですよ、それをやる側の個人にとつては。わかりますよ、言つてゐる意味。

それは、彼の勤労所得と合算しろと私は言つて

いませんよ、勤労所得と合算しろとは。そうじゃなくて、彼のそういった——そういったケースがどれぐらいあるかというのとは別ですが、筋論として二元論というのがあるのはわかる、さつきアリズムからいってそれはちよつと違ふと思うけれども譲渡して私は言つてゐるんですよ、少なくとも譲渡所得にその損益は通算するのは当たり前じゃないですか。

○大武政府参考人 恐縮でございますが、国税庁の実態を少しお話しさせていただきますと、実は、今先生が言われた不動産業をなりわいとするといふふうにも私も答弁させていただいたんですが、実質上、形式的には五棟十室以上持つてゐるような方は、業として扱つてゐます。それから、それ以外にも、もつと小さい範囲であつたとしても、副業として、それが業として扱ふものであれば、それはまさに不動産業と同じとみなされる場合には、そういう扱いになるということだと思ひます。

ただ、今言われた二元論という意味では、これは恐縮ですが、今我々が一番議論してゐる金融資産性所得についても、利子とか配当と譲渡益の合算というのはまだ一越え乗り越えなきやならない実は壁がございます。いわゆる配当と利子というのは経常的に入つてくる所得でございます。それに対して、譲渡益とか譲渡損というのは、先ほど言つたように、一時的な所得でございます。これはやはり合算するのはどうかという議論は根強く実はありまして、これはまだ決着がついてゐるわけではございません。

○松原委員 何か先の質問の答弁まで出てきちゃつたんですけども、要するに、私が申し上げたいのは——それは後でちよつと議論しようと思つてゐるんですよ。五戸十室、それはいいんですよ、わかつてゐますよ。サラリーマンで、そんな五戸十室、そこまで一気にいかないですよ。

そうじゃなくて、自分で本当に何か将来事業をやるうと、今までは日本は土地本位制だつたんだから、そういう中で買つてきた人がゐるわけですよ。

よ。十年、十五年前に。それは二戸かもしれない、三戸かもしれない。そういった人たちが、ある種の日本の経済の動力源になる可能性が極めて大きいわけですよ、そういう個人が出てきて。そういった人たちは、今回のこのことによつてチャンスを失う。初め彼らが二十年ローンでマンションの一室を買つたときは、こういう議論はなかつたですよ。また、なるとわかつてゐれば買わなかつたかもしれない。しかし、それを買つたんですよ、彼は苦勞してあれして。しかし、今資産デフレで厳しくなつた。しかし、おれもそろそろ四十四歳だからここでやるしかねえなと。そうすると、損切りはできませんよ。こういう話だつたらテークオフできないじゃないかということ、私は言つてゐるわけでありまふ。

私は、そういうことでは日本の経済の本当にフレキシブルな対応というのはなかなか難しいのではないかと思つてゐるわけでありまふが、この改正案は政府税調でどれぐらい議論されたのか。今政府税調、政府税調と言われましたが、今回の改正案について政府税調はどれぐらいこれを議論したのかということ、私は聞きたいわけでありまふ。

実は、政府税調の委員の中で上月委員という方が質疑をしてゐる。土地、建物の譲渡損失の損益通算を認めないということですね、これにつきましては政府税調に全く上がつてこなかつたと思ひます。政府税調に全く上がつてこなかつたと思ひます。税金を専門にしている者は政府税調の議論というのをかなりよく見ておりまして、いきなり出てきた、唐突に出てきたという感じをぬぐい切れない。石会長がこの後言つてゐるのは、政策税制のところ、自民党税調の議論からつけ加わつたわけですよ。次が大事で、我々の守備範囲の外で議論が起つて、税制改正という形で一本化したというのを石さんが言つてゐるんですよ。

つまり、この議論というのは、政府税調で少なくとも議論されてゐなかつた、こういうふう

み取れるのでありますが、大武さんはその後若干答弁をここでもしてゐます、そういった答弁を今するのかもしれないが、お答えください。

○大武政府参考人 恐縮でございます。

そのときも答弁させていただきましたが、やはり土地問題については、もう長年、土地基本法ができて以来、政府税調でも随分御議論いただいてまいりまして、その基本方針もございまして、直近では十二年に中期答申というのをとおまとめにたつてゐて、それ以来ずっと議論をさせていたたいてきたということをそこでは答弁させていただきます。

特に、ことしの場合には、秋に政府税調のメンバーがかりまして、任期が終わつたものですが、したがつて、開いてやれた回数が少なくないといふことが一つ。それから、ことしの場合には、やはり党税調の始まつたのも十一月の下旬からだつたということもありまして、テーマとしてはかなり絞つた議論をさせていただいたということでありまふ。

そういう意味では、今国土交通省から出されたこのような要望に関しては、我々としては、長年の政府税調の考え方に沿つた対応をさせていただいたということございまして、その御説明をした後、政府税調ではある意味では違和感なく受けとめられたということかと存じます。

○松原委員 それは違ふと思ふんですよ。政府税調で違和感なく受け取られてゐるならば、そういう議論があつたなら、それは税理士会だつて會計士会だつてわかつてゐますよ。

十二年にやつたと言ふんですが、十二年にそういった議論がどこまで行われたのか。しかも、そのときにそれが出てこなくて、今出てきたという理由は何なのか。十二年に、それは当然かなり議論したのかもしれないが、本来は、今出てくるんだつたら、十二年じゃないでしょう。今十六年ですよ。十五年もしくは十四年——十五年に徹底的に議論したと、これだつたらわかるけれども。そうすると、政府税調で議論したものが、その翌

年とかそういうのは関係なく、突如として四年後に出てくるというのは、それは極めて自然な形なんだ、こういうことになるんですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

これは政府税調、去年の秋も非常に時間がなかったものですから、私からも、基礎小委の場でご意見を、発言をさせていただきまして、まさに今までの線に沿って議論をさせていただくというところ、必ずしもその場で、政府税調に出た以外の政策的要望が、当然のことながら、これは党の中あるいは各省から出てまいりますから、それはそれで議論をさせていただくというお断りは当然させていただいているところであります。

しかも、それが全く違う方向であれば、それは我々としても石先生なりと御相談しながら進めますが、今申し上げた十二年七月の答申というのはまさに中期答申で、政府税調のいわば基本的な、三年に一回という任期における答申なので、その中でいわば土地譲渡課税というものについての考え方の方向性が、適正な税率、分離課税の方式が現実には即したものと、あるいはもつと前であれば、平成九年の十二月にも、申告分離の枠組みの中で、所得を生じた場合には他の所得と分離して課税する一方、損失のみを通算することには問題があるというような御答申もいただいていたということが背景にあるということでもあります。

○松原委員 結局、今回のこれが、不動産の場合に、消費者という個人個人は経済の主体者ですよ、不動産というものはきょう売ってきょう売れるわけじゃないですよ、例えば中古のカラーテレビを友人に買ってくれ、三千円だと、これはきょうできょう売れるかもしれないですよ。簡単に売れないんですよ。そういうふうな極めてゆつたりとした案件を、しかもこれは十二年に議論した。では、今回は議論はどういうふうにしたんですか。今回議論していないわけじゃないでしょう、どれぐらいの時間、どういった形で議論して、これに對してどういう意見が上ったんですか。

○大武政府参考人 まさに党税調の場では専らこの議論が多数交わされましたけれども、あるいは与党の税調でも多数交わされました。ただ、ちなみに、これにストレートかどうかわかりませんが、十五年の五月に十一月にも、あるいは十六年の直近でも、言ってみますと、この損益通算をそもそも認めてきた意味ですとかそういう議論はさせていただいておりまして、奥野小委員長とかその他の先生からこのような御議論が出てきたということでもあります。

ただ、申し上げたように、上月先生のお話に關して言いますと、任期がことしの九月まででございますから、その後上月先生は実は任命されたものですから、確かに先生が言われるように、先生方からとれば、このテーマで議論したということが余りないというのは、そのとおりかと思えます。○松原委員 ということは、やはり議論が不足しているということなんですよ。私は、これはよくまあ、何でこういうものを与党自民党が認めたのかと思うんですよ、率直に言って。こういう個人、しかも前向きにやっつけていこうという人間が、同じ不動産の賃貸とすら合算ができないという、損益通算すらできないというものを。

では、今、自民党の議論というのは、この委員会ですとかというのとはわかりませんが、どれぐらい自民党の党税調で議論したんですか。そんな議論をしたんですか、時間をかけて。しかも、この政府税調で具体的にどれぐらい議論したんですか、今回。今回出そうというんだったら、当然、委員がかわったからそれは前の人は知らないという、そういう議論じゃないと思うんですよ。ちよつとお答えください。

○大武政府参考人 これは例えば自民党でもあるいはそれこそ与党でも議論はさせていただきまして、いづれにしても期間が短かったことは事実です。ただ、マル政項目と我々は言うんですが、こういう大きい項目については時間をかけて議論はさせていただいております。

したがって、その分離課税、しかも二〇とい

う、後で御議論になるのかもしれないですが、金融課税と同じような税率に合わせたい、そして、できるだけ、言ってみれば市場を乱さない形でという議論が国土交通省の側から提案されたものをその場で議論させていただいたということでもあります。

○松原委員 十分な議論は行われていなかったというところを今少しお認めになったけれども、これは極めて重要なことなんですよ。このことによつて、どれほどの個人が、やる気のある人間が、経済に対してみずからが主体者として動くことに対して足どめになるか。そういうふうな議論がほとんど行われていなかった。これは大変な問題ですよ。

こういうことが何で、そんな——もう一回、具体的に余りこういうことを僕は聞きたくないけれども、これは一体何時間議論したんですか、そういったところで、政府税調で、今回。どういう議論が、そのときに全員がそれはそうだという議論でいったんですか、そんなことはあるはずがないと思うんですよ、その辺お聞かせください。

○大武政府参考人 マル政項目の一つとして、例えば自民党だけとりますと、十二日それから十六日というのでございましょうか、それは午前午後とかけてこういう議論をさせていただいているということでもあります。

○松原委員 政府税調での議論はどのぐらい行われたんですか。

○大武政府参考人 ただいま申し上げましたように、政府税調においては、これをテーマにした議論は、このメンバーにおいてはまだその時点ではされていなかったということです。ですから、上月先生がそう言われた。

ただ、長年であれば、金融小委でもあるいはその以前の政府税調総会でもこの問題は長年にかけて議論してきたことは、過去の答申をこらになればわかるとおりであります。

○松原委員 議論の中で例えば勤労所得とこれを合算というのは、これは北欧のあり方が正しいか

どうかというのは別に議論があるんですよ、それが日本において実践されるべきモデルかどうかというの、これは日本経済と北欧経済は違うから、何といったって日本は土地本位制ですから、鎌倉時代以降と言つと大げさだけれども、場所を確保して、それを陣地にしながらやっていくというのが日本のDNAの中に入っているんだから、スウェーデン方式がいいかどうかというのは僕は疑問だけれども、それにしても、それは百歩譲つてそうであるならば、勤労所得とこれは別だというのはわかるけれども、例えば譲渡所得と賃貸収入の合算ができないとかできるとか、そういう議論はどういうふうにやっただんですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

ただいま申し上げましたように、いわゆる譲渡所得というのは、それこそ長年の経過を経て、しかも土地の場合には自分の努力ではなくてある意味で上がったものであるの、そうした損失とその他の所得、これは先生の言われている不動産所得も含めて、いわば合算するのは適当でないという議論をやってきた。その意味では、大分土地税制のときに、マンションなどはそれで実は先に損益通算を切っているわけでございます。

それから、ちよつとさきの、私ちよつと謝らなきやならないんですが、五戸十室の場合でも、当該資産がいわゆる事業用の棚卸資産になるわけではないので、そういう意味では、いろいろな経費は落とせることはできるんですが、合算の対象にはならない、それをちよつと間違えましたので、修正させていただきます。

○松原委員 これは、今谷垣大臣も山本副大臣も政府の立場ですからあれですが、恐らくそんな議論はしてなかったというふうには僕は聞いているんですよ、率直に言つて。政府税調は、もちろん、今言つたように議論していないと、突然出てきて突然決まったというふうな認識を持っています。それは、少なくとも、さっき言った公認会計士の方々や税理士の方々も、何だこれという世界ですよ。後ろから刃物で切りつけるみたいな話でし

て、これは、こういうことをやるというのは、著しく納税者というか一人一人の日本国民の、少なくともみずからがやる気を持っている人たちにとっては、日本の信頼性、これからこれで投資していいの、二十年間のローンを組んで投資していいの。

昔よくあつたじゃないですか、マンションでも、そういうのを貸して、損益通算しながらやっていて云々かんぬんとあつたけれども、そういったものが根本から、日本人的な資産蓄積の方程式が崩れるような議論が今回極めて安直に出てきた。少なくとも、二元論というならば、このいわゆる譲渡損失と一体であるところの賃貸収入は、私は合算ぐらい認めるべきだと思うんですが、どうですか。

○大武政府参考人 何度も言うのは恐縮でございますが、利子配当といわゆる証券の譲渡益とを合算するか否かという、まさに間接金融から直接金融へやっていくための誘導税制です。今議論しているところでありまして、むしろそういう切り方というよりは、世界の流れは、資産性所得というときは、そういう譲渡所得あるいは譲渡損失と他の所得をどう切り分けていくかということがやはり経済学的な理論の基本にある。したがって、不動産所得との合算というのは議論としては過去余りないという事は事実だと思います。

○松原委員 世界の潮流は世界の潮流で、世界の潮流を入れながら明治時代だって和魂洋才と言ったんですよ。日本人のDNAの中には、こういう不動産を、これも金融が変われば別であります、一つの担保にしながらやっていく、何かするときに。不動産というのは、日本人の頭の中では、一つの経済的な、やはり俗人的な極めて重要なとりです。昔から。だから、少なくともそれに関して、譲渡所得と譲渡損失といわゆる賃貸収入の合算ぐらいはやっていくべきだということを私は言っている。

これはこれ以上ここで議論しても、局長はそれ以上答えられないだろうし、大臣も出してきた側

でしようから、本音はどうあろうとなかなか答えられないと思っております。本音はきつと私の言っていることを理解しているはずですよ。これは困った法律だと思つていいると思つた。しかし、建前しか言えないと思つますから、これは御質問いたしません、この部分は。

それで、ちよつと続けてまいります。今話しましたように、いわゆるこの金融の方の課税一元化という議論が起つてきているというわけがあります。この課税一元化というのは、要するに、個人消費者、個人投資家がリスクを分散し、リスクをある程度ヘッジしながら柔軟にこういった投資をする。個人投資家が投資をするというの、日本の景気をこれから上方にするための絶対的な要件であると思つておりますが、そのためには、金融の一元化というのは私は大きな議論だと思つております。

この金融の一元化は、今局長言つたように、なかなか暗礁に乗り上げていいる部分もありますが、本来は、経済産業省の産業資金課の目的としては、産業金融機能を抜本的に強化し、経済活性化を実現するための施策として、個人の金融資産を有効活用し、多様な資金云々と。そして、金融所得課税一元化を推進することは喫緊の課題であるということですよ。

これは、要するに、この経済産業省の委員会の中ではこのことで議論をして、そして、言つてみれば、配当とその売つたときの損を合算するようなことを考えるということになっております。どつちにもその結論が出るかというのは、今ちょうど綱引きの段階であるというのは局長がおっしゃつたとおりであります。私は、少なくともそういう方向性ということが議論されるような時代のトレンドであるということを我々はきちつと押さえておかなければいけないというふうに思つていいます。

そういう中で、仮にこの検討小委員会において金融においては合算するという結論が出た場合、それは出た方が私個人は日本の経済にとってはいい

いと思つてますよ、いわゆる株式の配当利益とその損益が合算できる方が私はいいと思つていいるんですよ、それはいろいろな議論がありますが。そういう方向で本来この経済産業委員会の検討小委員会はつくれた。私が申し上げたいのは、そのときに、理屈として同じなんです、いわゆる土地において、賃貸収入とその譲渡損益通算というのは同じ議論でありますから、これは一元化されたときは、この土地の方も当然一元化という議論が私は起るんじゃないかと思つてんですが、どうですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。今言われた金融資産性所得に対する課税の一体化というのは、我々も、まさに金融商品に対する課税の中立性あるいは簡素性という観点から、非常に方向として正しいのだからと思つています。ただ、その場合も、各種金融資産性所得間でどこまで税率をそろえるのか、損益通算をどこまで広げられるか、まさに先生が言われたような議論もございいます。そういう意味で言われているわけですが、ただ、その場合も、あくまでも金融資産性所得と、逆に給与所得とか事業所得といったような勤労性所得との損益通算を認めるという議論は、当然、先生も言われたように、ない。

しかし、それでは、似たような類いの配当とか利子とはどうか、こういう御議論なんだろうと思つてますが、そこはつきり言つて、まだ全く暗礁というより現実には答えて、経産省の方もそうですし、政府税調もことしの六月までにその方向性を出していこうと思つています。

ただ、不動産の場合と金融というのはやはり違うと思つています。これは、あくまでも不動産というのは、御存じのとおり固定資産税がかかつていたり、あるいは登録免許税がかかつていたり、ある意味で言えば公共性のあるものでありますので、不動産をどう扱うかは、さらにまた一歩進んだ議論の中で大いにいただかなきゃならない、まさに合算ということに関してはそういうふうに思つてい

○松原委員 私は、今の局長の答弁、前向きに理解したいと思つてますよ。つまり、可能性はあると。

それは不動産と金融は違ひますよ、違ひけれども、不動産こそ、すぐに金融商品のように売れるわけじゃないんだから、私は逆に言えば合算をするべきだと思つてますよ、理屈から言つたら。きょう結論が出て一週間後に売れるわけじゃないですよ、金融だつたら売れますよ。だから、不動産の方こそ合算という、リスクをヘッジするようにするべきだと私は思つておまして、これはこの議論の中でやはり金融の一元化ということが起こる可能性が高いし、その方向で経済産業省も議論をまとめられていいることを考えれば、少なくともこの賃貸収入との合算、損益通算というのは私は検討に値すると思つてますが、お答えいただけませんか。副大臣でも結構であります。

○山本副大臣 確かに、先生のおっしゃる、経済産業省の産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会の答申などを見ますと、方向性としてはそうなるような書き方もございまして、まさに委員のおっしゃる点に矛盾はありません。

特に、そういう金融商品の多様化に向けて、住宅ローンの証券化だとかあるいは不動産の証券化だとかが進めば、混然一体として判然と区別がつかない部分も不動産、キャピタルゲインの中に出てくるだろうというふうに思つています。そう考えれば、先生のようなお考えというのも一考に値することは間違いないだろうというふうに思つております。

○松原委員 山本副大臣のその答弁、ぜひ真剣に御検討、御賢察を賜りたい。これは大事なことなんです。これはリアリズムを推し進める政治家は、いわゆる現実を見据える政治家は、当然この議論に立つていかなきゃいかぬというふうに思つておまして、そのことをよろしく願ひしたいと思つております。

時間が大分押し迫つてまいりまして、質問がま

だたくさん残っているわけですが、そういった意味では、このことについて周知徹底が十分に行われていないのではないかとすることは既に税理士会等も指摘をしたわけであります。

私はこのことと平仄をちよつとそろえて申し上げたいことは、いわゆる遡及しているのではないという議論があるわけであります。

このことが自民党税調で議論され、新聞に二行か三行載つたのが十二月の十七日というふう聞いております。十二月の十七日にそれを聞いて、年内に売ろうといつても、二週間じゃ不動産はまらず売れませんか、常識的に。これは当たり前であります。そして、これを今こうやって議論している、政府税調での議論がどうかは別にして、議論している。そして、通つたものはことしの一月に遡及するわけであります。

つまり、ことしの一月から今日の間売つた人は、損益計算が今までできたけれども、ええと。税理士のところへ持つていつて、これはできませんみたいな話になる。これはどういふことかなと思ふんです。これはやはり限りなく、ちよつと待つてくれよ、おかしいんじゃないかという議論になると思ふんですが、率直な納税者の意識がどうかというのを、簡単に結構ですから、谷垣大臣、お答えください。

○谷垣国務大臣 確かに、松原委員がおっしゃるように、一種の事実上の期待というものに反する面はあると思ふんですね。

ただ、不利益不遡及ということに反するんじゃないかと言われますけれども、これは刑事法なんかの場合と違ひまして、やっぱり合理的な政策目的なりそういうものがきちつと説明できるものがあるなら、私は、税の場合にはそういう措置もあり得るんだ、こう思ひます。

○松原委員 時間がないのでどんどん進めていきますが、私はそれは違ふと。やはり、それなりに周知徹底するということは、当然、これは武士道の精神だ。それこそ鳥瞰じゃないけれども、武士道の精神だと思ひます。それは、三十年間ローン

組んでいる人間ですよ、一方は。少なくとも一年ぐらい猶予して当たり前じゃないかと私は思つております。

申し上げたいのは、そのときにこの不動産の、従来議論があつて、昔はアパートなんかをやつた場合に、その土地部分と建物部分、土地部分のいわゆる負債に關しても利子を控除できたんですよ。それができなくなつたんです。このときは、同じような議論だと私は思ふんですよ。しかし、このときは政府税調で議論され、三月三十一日成立をして、施行をされたのは翌年の一月一日ですよ。何で今回は違ふんですか。簡単に答えてください、時間がないから。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。このときは、平成三年度改正だつたかと思ひますけれども、実は、地価税の創設、それからまた土地譲渡益を、むしろ税率を当時バブル期で上げるといふような改正でございました。特に地価税の創設という新しいものがありまして、それをパッケージとしてやるためには、平成四年からまとめてやるということになつた。これも、やはりパッケージとしてやるために一年おくれたということであります。

○松原委員 結論的には説明になつていないと思ふんです。このときは猶予があつた。今回なかつたというの、今、地価税云々の議論が言われているけれども、そのときの状況は説明しているけれども、私は説明になつていないと。

むしろ、今回の方が、ある意味で税調での議論がなかつたということを考えるならば、私は、このときより——このときは一応議論がされているんですよ、税調で。今回は議論されていないんですよ。これをやみ討ちと言わずして何をやみ討ちと言ふか。私は、いろいろな議論がある、しかし、リアリズムからいつてこんなばかな話はないと。こんなことを政府は、政府はあれかもしれない、よくぞ自民党の皆さんがこんなものをのんだなど不思議でしようがない。まさにやみ討ちであります。現実的ではない。

私は、そういった意味で、非常にこの部分に關しては、まだまだ最終結論になつていないんで、先ほど山本副大臣の話もありましたが、もう一回、やっぱり日本のためまざる前向きな人たちのために再考を求めたいと思つております。

最後に、法的な部分を私は法制局の方に聞きたいわけであります。これについて、租税法の専門家であります金子先生が時間的限界ということと言つていて、これは予算委員会でも質疑がありましたが、所得税や法人税の期間税について、これが年度の初めにさかのぼつて適用されることがあるが、それが許されるかどうかは、そのような改正がなされることが、年度開始前に一般的にしか十分に予測できたかと。そして、これは八十四条の租税法主義とも絡んでくるわけでありますが、これは十分に予測できたといふふうにお考えですか。まず、局長から答えてください。

○大武政府参考人 国民に知らしめるという意味であれば、まさに年内にはもう既に世の中に出ているわけでありまして、多分、法的な意味での周知というのは、これは金子先生も御本に言つておられますが、それは十分であると思つております。

○松原委員 それは詭弁といふんでありまして、このことで今アンケートなんかとつていないけれども、恐らく訴訟だつて起こりますよ、この問題については。だつて、ことしの一月までさかのぼつて課税する、課税といふか損益通算でなくなるんですよ。

十二月の十七日に自民党税調で出た、これが公のものといふふうにはなかなか認められないだろう。どこで公とするかという議論であります。それは国会の審議の後出てきて公とするんだつたら、これはまだですよ。これから。しかし、これ、一月にさかのぼつてそれをだめにするといふんですよ。こういう、いわゆる納税者の認識を、納税者の気持ちを踏みにじるようなこと、ちよつと法制局、これについて答えてください、もう時間が余りないんで。

○梶田政府参考人 法律論としてお答えいたしたいと思ひます。

憲法八十四条におきまして、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」という規定がございます。刑罰法規につきましては、憲法三十九条におきまして遡及適用あるいは事後法が絶対的に禁止されておりますのと異なりまして、憲法八十四条の場合には、いかなる場合においても納税者に不利益となる要素を含む法律は許されないといふものではないといふふうに考えられております。

例えば、今の損益通算でございますが、損益通算のように個々の譲渡等があつたときに法律の適用が行われるものではなくて、その年の終了によりまして納税義務が確定する、年間の所得金額を計算する際の計算の過程において適用が行われるといふものにつきましては、既に成立した所得税の納税義務につきまして不利益な変更をするものではないといふこともございまして、過去におきまして、例えば一定の資産につきまして、その譲渡損失につきまして損益通算を廃止するといふ場合に本法案と同様の取り扱いが認められてきておりまして、こうした取り扱いが許されないといふものではないといふふうに考えてきてるところでございます。

○松原委員 時間がなくなりましたので、本日は今も、法制局、ちよつと議論したいんだけれども、これはいろいろとこれから議論になると思ひますよ。

最後に、こういった告知が今回のこういった経緯の中で十分にできているかどうか、このことを民主党の修正案を出した五十嵐さんにお伺ひしておきます。告知は十分されているかどうかの認識をお願いいたします。

○五十嵐委員 私どもは全く周知されていないといふふうには思つております。

○松原委員 以上であります。ありがとうございました。

○田野瀬委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

まず、谷垣財務大臣に最近の景気動向についてどう認識しているか、お聞きをしたいと思ひます。内閣府が発表した昨年十一月期のGDPは、実質で前期比一・七％増、年率換算では七％増、バブル後最高水準であった、こういうふうに表示されております。

これは余りにも国民の実感からはかけ離れているように思ふわけですね。内需が大幅に拡大しているというのではないと思ふわけですけれども、谷垣大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 確かに、佐々木委員が今おっしゃったQ Eは、私も、発表されたとき、私の予測よりもはるかに高い数値を示していたことは事実でございます。ただ、実質も今のような数字でございますけれども、名目も三期連続プラスであるということで、この名目がどちらかというと実感に近いんじゃないかなという気持ちは私の中にもございます。

ただ、そういう数字の問題だけではなくて、私はこういう表現を使っているんですけども、やっぱり閉塞感を打破するためにいろいろ工夫をしておられる方があちこちにあって、卵のひながかえるように中からつついている、それをやっぱり表からもつつこうという政策的ないろんなものもようやく実を結んできて、トップランナーはかなりのスピードで走れるようになったというふうに思ひますが、問題は、それが地方にまで及んでいるか、大企業がリストラで相当元気になること、たけれども、それが家計まで及んでいるかという事になりますと、まだまだ気を緩めるわけにはいかないと思ひますが、全体、かなりよくはなってきたと思ひます。

○佐々木憲委員 実際、内容を見ますと、輸出で年率四・二％増、設備投資で五・一％増となっております。輸出によって支えられているという面がかなりあると思ひます。これらの関連大手

の企業業績もV字形回復、史上空前の利益を上げている企業が上場企業に続出している、こういうことでありますが、しかし、その利益の源泉、これはやはりリストラ効果というのが相当ありまして、労働者の人員削減、賃金の抑制、下請単価の切り下げ、こういう形で、労働者、勤労市民に対するしわ寄せ、それと裏腹の関係にあると私は思ふわけでありまして。

まだ波及していないというふうなことではなくて、家計を犠牲にした形で回復しているというふうな思ふざるを得ないわけですけれども、この家計収入であります、大臣はこの家計収入というものは、今ふえているというふうな認識なんでしょうか。

○谷垣国務大臣 家計収入がどんどんふえているというふうな認識は持つておりません。

○佐々木(憲)委員 確かに、家計収入はマイナスが続いておりまして、家計調査報告を見ましても、二〇〇〇年に勤労者世帯では六百七十三万円でした。しかし、昨年は六百二十九万円、約四十四万円マイナスになっているわけでございます。明らかにこれは減少でございます。

それから、貯蓄はどうかといふと、日銀の「家計の金融資産に関する世論調査」というのがここにご覧いただけますけれども、これを見ましても、これは非常に深刻な統計が出ておりまして、貯蓄を取り崩した理由で一番多いのが、定期的な収入が減ったからというものが大変多いわけでございます。約六割。貯蓄を取り崩したために貯蓄そのものが減少した世帯、これが五・一％に上つております。貯蓄がどんどん減つていくというものが半分以上です。この三年間で貯蓄を取り崩してしまつて、貯蓄が全くなつたという世帯は二・二％、急増しているわけですね。実に五件に一件が貯蓄ゼロという状況でありまして、しかも、借金が急増しているわけでありまして。その理由も、借金がふえている理由も、日常生活の生活資金、これが非常に深刻な状況にあつて、そのために借金がふえている。ですから、国民の暮らしの面で申しますと、

非常に厳しい状況というのが続いているわけでありまして。

したが、いまして、こういうときにどういう経済政策のかじ取りをするかということが今問われていると思ふわけでありまして、私はやはり国民の暮らしをどう応援するかというのが政治の基本姿勢として大事だと思ひますけれども、谷垣大臣はどのようにお考えでしょうか。

○谷垣国務大臣 今委員いろいろおっしゃいましたが、確かに今輸出に引つ張られている面とか、それから大企業はリストラして企業収益が上がつてきた、そういうようなものに引つ張られる、あるいは設備投資がいいというふうなことがありまして、けれども、そういうものが私は徐々に家計等にも及んでくるということが期待できるんじゃないかと思つております。

したが、いまして、家計を応援するという委員の御発想は、私もその限りにおいては賛成でございますけれども、そういうことが徐々に及んでいく状況ではないかというふうな思つております。

○佐々木(憲)委員 家計を応援するというところに賛同していただいたんですけれども、それでは、今回提案されている所得税法の内容を見ますと、私は、かなりこれは逆行しているんじゃないかというふうな思ふんです。

法案では、六十五歳以上の高齢者に対しまして、老年者控除の廃止、それから公的年金等控除の縮小というものが行われることになつております。また、まあ公的年金等控除は縮小ですね、こうなりますと、地方税を合せて幾ら負担増になるのかという事でありまして、個人住民税の見直しなど地方税の負担増も合せて、国民の負担増は幾らになるか、平年度ベースでお答えをいただきたいと思ひます。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。国が二千四百億、地方が千四百二十六億、合わせて約三千八百億でございます。

○佐々木(憲)委員 それと、昨年決められて、こ

ね。例えば配偶者特別控除の一部廃止、それから消費税の免税点引き下げなど中小企業特例の縮小、それから酒税、たばこ税、こういうものが増税になつていくわけですから、この分は幾らになつていくのでしょうか。

○大武政府参考人 一方で減税もやつていくわけでございますが、超過なんでもございますが、十五年度の税制改正、今先生が言われたものを合わせますと、約一兆六千六百億円ということになります。

○佐々木(憲)委員 平年度で約一・七兆円と言つていいと思ふんですね。今回の、先ほど三千八百億円の負担増、さらにこれは個人住民税の見直しなど地方税の負担増も合せて、平年度ベースで四千三百六十五億円程度になると思ふんですが、この数字に間違いありませんか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。四千というのはいちよつとわからなかつたんですが、十五年度改正で一兆六千六百億、それから十六年度改正の、今、老年者控除と公的年金控除で三千八百億、単純に加えると二兆四百億になります。

○佐々木(憲)委員 いずれにしても、二兆円を超える大変莫大の負担増になるわけでありまして。国民一人当たりになりますと、大ざっぱに言つて二万円ですね、赤ちゃんからお年寄りまで、一人当たり、そういうことになるわけでございます。

大臣、こういう状況ですから、これは家計消費にとりましては、応援と先ほどおっしゃいましたけれども、実態的に言いますと、かなりこれは冷え込ませる方向に作用するのではないかと思ふんですが、これはいかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 公的年金等控除は、たしか私が当選してまだ余り間もないころに年金の抜本改正がありまして、昭和六十二年だったと思ひますが、そのときに設けられたものであると承知しております。

当時の、そのときの議論というものを少し調べてもらつたんですが、公的年金等控除は、公的年金

金が通常経済的稼働能力が減退する局面にある者の生計手段とするため、公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮して、他の所得との間の負担調整措置としてこういうものを設ける、当時はこういう議論がされていたようでございます。

やはり現在の局面を考えますと、年齢だけで画一的に高齢者だからという発想から脱却を求められている今日から見ますと、十数年の間に随分議論が変わったな、こう思うわけでありませう。

○佐々木憲委員 私に質問したこと随分ずれた答弁でありまして、今の問題は、その次に質問しようと思ったその答弁でありませうが、私が先ほど言いましたのは、家計消費を、一人二万円も負担させますと四人家族で八万円ですから、かなり冷え込ませる方向に作用するのではありませうかという質問をしたわけですね。

○谷垣国務大臣 まあ、現実には減るところでは確かに今おっしゃったようなことがあるかもしれませんが、今までは、個人の税負担というものは我が国は世界でも非常に低い段階に来ておりますし、去年、それからことし、いろいろな税制改正でネット減税をやっている等の効果も全体で見ただけだいたいなと思っております。

○佐々木憲委員 世界で低いという話をされましたけれども、しかし、昨年よりもふえるわけですから、私は、昨年に比べてふえるから、その分家計に負担が重くなるのではないですか、こう聞いたわけですね。

ネット減税という話もおっしゃいましたが、昨年先行減税がありました、それは家計に対する減税ではなくて、企業に対する減税ですから。そういう点で、九々一人二万円の負担増ということでは家計消費を冷え込ませるということになるわけでありまして、それは否定されなかつたわけでありませう。

次に、老年者控除の問題についてお聞きをしたいと思ひます。

年金控除の上乗せ措置を廃止する、あるいは、老年者控除五十万円、これも廃止するということが今回の提案でありますけれども、これは年金だけで生計を立てておられる高齢者世帯にとつてはかなり打撃になると私は思ひます。

まず、この老年者控除の問題、そもそもこれがつくられたのは、かなり古くて、昭和二十六年、一九五一年でありませうが、この当時、どのような理由でこれが創設されたのか、この理由について示していただきたいと思ひます。

〔委員長退席、山本(明)委員長代理着席〕
○谷垣国務大臣 これも当時の議論を調べてもらったんですが、昭和二十六年でございます。そのとき、この老年者控除というのは、納税義務者が老齢である場合は、精神的及び肉體能力において一般壮年者より劣っていると認められることから、その負担を軽減する社会政策上の措置、こういうふうにして説明されていたようでございます。

○佐々木(憲)委員 当時、予算委員会で大蔵省の主税局長の平田さんがこういう説明もされております。「社会政策的な点を考慮いたしまして、特に担税力の低い方面に對しまして、特別の控除を行おうという点でございます。すなわち「六十五歳以上の老年者に對しまして、「特別な控除制度を行ひまして、それによりまして、比較的担税力の低いクラスの所得税を、一般の減税以上に軽減いたそうという考えでございます」と。今大臣がおっしゃったように、精神的、肉體的に壮年者より劣っている、そういう方々に対して一定の措置を行う、そのためにこういう制度を設けたんだというわけでありませう。

それからもう一つ、八七年にこれが拡充されました、一九八七年にさらにその金額が上積みもされました。同時に、そのとき、公的年金等の控除制度、これもつくられたわけでありませう。

公的年金等控除の創設というものがどのような理由でなされたかということについては、先ほど大臣が説明されましたように、経済的稼働能力が減退する局面にある者の生計手段とするための公的

な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば何らかの負担調整措置が必要だからだ、こういうふうにして説明をされているわけですが、つまり、この制度というのは、やはり高齢者が税の負担の点でその力が弱い、あるいは経済的な収入を得る力が弱まる、そのために負担の軽減を図るんだというのが理由だったと思ひますね。

ところが、今回提案されているのは、その本来の理由から見ますと全く逆の方向を向いているように思ひます。本来の趣旨をこれは発展させるのではなくて、これを後退させ、かつ、これを破壊するという方向に行っているのではないかと思ひます。

例えば、税の負担能力が高まった、果たしてそういうことが言えるのかどうか。私はこれは全く逆ではないかと思ひます。これは、高齢者と壮年者を比べて、これは逆転している現象はありませう。やはり高齢者は非常に経済的にも税負担能力も劣っている、こういう状況は変わらないと思ひます。そういう状況は変わらない、大臣はどのようにお考えでしょうか。

〔山本(明)委員長代理退席、委員長着席〕
○谷垣国務大臣 そのところは佐々木委員とちよつと認識が違つてございまして、先ほど私が申し上げたり委員がお引きになった、前の、この制度ができたときの議論は先ほどのようなものでございまして、年齢だけで高齢者を別扱いする制度、発想を見直していかなきやいけなせんじやないかというふうにお考えしております。

平成十三年の十二月に高齢社会対策大綱というのを閣議決定しておりますが、その中では、「高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになつてゐる。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくりに論ずることはできない」というふうになされておりました、画一的に考えるのはやめていこう、こういう発想でいろいろな施策を立てております。

一方、少子高齢化の進展に伴つて、今後、社会保障などの社会的サービスは当然急増が見込まれるわけですから、やはりこういった費用を現役世代に求めることとした場合には、将来の現役世代の負担が加重となつてしまふという現実がございますので、一律に高齢者だから優遇していくというのを見直していこうと。

そこで今回のような措置をとつたわけですが、その際に、六十五歳以上の高齢者について公的年金等控除の最低保障額を加算するというような措置もあわせてとつて、今のような方向に進んでいくわけでございます。

○佐々木(憲)委員 今の大臣の御答弁は、高齢者だからという理由で別扱いはいないということでありませうが、ということは、高齢者に対して壮年者並みの負担増を強いるんだ、こういうことと同じでありまして、非常に冷酷な、冷淡な発想ではないかと私は思ひます。

実際、例えば厚生労働省が国民生活基礎調査というのをやっております、それを見ましても、六十五歳以上の世帯の場合、生活が苦しいと答えた世帯、これはふえてゐるのか減つてゐるのか。大臣、急な質問ですけれども、ふえてゐると思ひますか、減つてゐると思ひますか、苦しいと答えている世帯は。

○谷垣国務大臣 突然のお問いかけで、資料等が今手元にございませうが、わざわざ委員がそういうお問いかけをなさるところから想像いたしますと、苦しいという方がふえてゐるんじゃないかと。

○佐々木(憲)委員 大変正確な答弁だと思ひます。これは、苦しいという方が急増しております、こういう統計なんです。つまり、こういう制度が拡充された一九八七年直後の一九八八年の統計で見ますと、二七・九%が苦しいと答えております。しかし、その後、一九九七年、約十年後ですけれども、これは大変大きくふえておりました、苦しいと答えた人が四一・三%になつております。それから、一番新しい統計で見ますと、二〇〇二年、平成十四年ですけれども、四九・二%ですね。つ

まり、当時と比較いたしますと、倍近く苦しいという比率というのがふえているわけであります。ですから、大臣は先ほど、年齢だけで差別、別扱いするということではない、つまり高齢者も豊かになっているんだ、こうおっしゃいましたけれども、実際に今のお年寄りの世帯の家計というものは大変厳しい、しかも、その厳しさが増しているというのが実態であります。したがって、担税力が一層低下していると言わざるを得ないと私は思うわけですね。

やはり、私は、この制度が創設された一九五〇年代の、老齢ということを考慮してそういう世帯を支えるんだ、あるいは八七年の改正で老年者に対する税制の措置として所得控除額を引き上げた、あるいは年金の課税を軽減するという制度をつくられた、この本来の趣旨に戻るべきだと思ふんです。その立場から、やはり政策を根本的に転換するということが政治に求められていると思ひますが、しかし、大臣は先ほど来、今までの政策は続けるんだ、あるいはもうお年寄りだからといって配慮はしないんだ、こういう立場に立たれているわけで、これが今の小泉内閣の政策かというのを大変改めて私は認識をしたところでございます。何か御答弁ありますか。

○谷垣国務大臣 いや、先ほど委員がお挙げになりました調査、苦しい高齢者世帯はどのぐらいかという、ちよつと資料が手元に見つかりましたので拝見しますと、私は、今回の年金税制を考えましたとき、やはり世代間の公平ということも大事である、やはり若い世代の負担が余り重く重圧感を与えるようではいけないというようなことが今回の改正の考え方の背後にあるわけでございます。

これは引くのが私にとって有利かどうかはわからないんですけども、全世帯で生活が苦しいというのが、先ほど委員がお挙げになった高齢者は四八・二％ですが、全世帯では五三・八％というふうになっておりまして、むしろ苦しいという感じが高齢者世帯の方が低いんじゃないかという感

じはするわけでございます。もちろん、だからいいというようなことを申し上げているわけじゃありません。

先ほど申し上げましたように、五十万加算をするというようなことによりまして、これはきのうも御議論がございましたけれども、二千万ほど適用対象者がおられる中で影響を受けるのは五百万ぐらい、それからいわゆるモデル年金を受給している夫婦世帯については税負担は生じないというような配慮もしながら、今回の改正を考えているということでございます。

○佐々木(憲)委員 統計の見方ですけれども、高齢者の苦しいという方々がふえている、同時に、若い方々も苦しいという方々がふえているわけですね。世代間という話がございましたけれども、しかし、全体として、若い方々も高齢者の方々も、負担をどんどんふやされて大変な生活難に陥っているというのが実態でございます。

本来、年金のあり方というのはまた別の議論がありますけれども、私どもは、年金に対する国の支えをしつかり行う、そのためには、基礎年金に対する国庫負担、今三分の一を二分の一に直ちに引き上げるということを初め、年金全体を支えていく国の責任ということを明確にしていかなければならぬと思ふんです。つまり、安心が持てるような年金になつていないというところに最大の問題がありまして、しかも、その上に負担だけがふやされていく、税金だけがふえていく。これは全世帯が大変な状況です。その中でも、高齢者はその経済的な力が弱いためにますます大変だという点を私は指摘をしているわけでございます。

さて、そこで、この法案の高齢者負担というのは一体どうなるのかということなんですけれども、政府がモデルケースとして用いている六十五歳以上の夫婦、妻は基礎年金のみの、夫婦のみの世帯の場合ですね、夫の収入に対する課税最低限、これは一体どうなるんでしょうか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。夫が六十五歳以上の夫婦世帯につきましては、

今改正案で二百五万三千円が課税最低限になります。

○佐々木(憲)委員 今は二百八十五万五千円ですね。これが二百五万三千円ということになるわけでありまして、そうなりますと、税負担は具体的にどうなるのかということです。世帯年収で二百万、それから二百六十万、三百万、それぞれどのくらいの負担増になりますか。地方税分も含めてお答えいただきたい。

○大武政府参考人 今いただいたので言いますと、夫の年金収入二百二十万の方ですと、一万一千円ふえまして、今まで非課税ですから一万一千円でございます。それから、夫が二百六十万の場合、妻は七十九万七千円というのが一つ課税最低限ですが、そのような場合ですと、これは六万六千円になります。それから、あと、三百万となりますと、現行一万七千円が十一万二千円、九万五千円となるということになります。

○佐々木(憲)委員 これは非常に重い負担になっていくわけでございます。

この上さらに与党が合意しております所得税の定率減税の廃止、これによつて所得税の負担がさらにふえるわけでありまして、国民生活基礎調査、先ほど御紹介しましたけれども、これによりまして、世帯主が六十五歳以上が七百二十万世帯あるわけですね、そのうちの約半分が単独世帯、このように一人分である上に、配偶者控除がないわけですから、さらに課税最低限が下がっていくわけでありまして、さらに所得税の税負担というものは非常に、収入の低い家計に、高齢者家計に一番重くのしかかってくる、こういうことになるわけでございます。

一定の緩和措置ということも先ほど大臣おっしゃいましたけれども、それをやっても、今よりも負担増になるんです、負担増になるわけですね。そういうことを私どもはやはり今の時期にやるべきではないというふうに思ふわけでありまして、そこで、民主党の案について、この際関連でお

聞きをしておきたいと思いますが、民主党の提案理由説明によりますと、小泉政権成立以来、毎年度の税制改正において、個人に対する増税を重ねてきましたが、今後はさらなる大規模増税を予定しており、これでは国民生活は破綻しかねませんというふうにおっしゃっておりまして、これは我々も同じ認識でございます。今度提案されております修正案、この修正案を実行いたしますと、一体減税効果というのはどのくらいのものになるか、お示しいただきたいと思ひます。

○中塚委員 今回、本法の修正に当たりましては、とりあえず実効性の高いものからということ、三点に絞つて提案をさせていただいておりますが、その中でも特にこのローン控除制度の創設ということを提案させていただいております。佐々木委員が先ほどからお話しになっていらつしやいますとおり、家計、特に消費をエンカレッジするというのを目的にしております。

まず、初年度の減税額ですが、日本銀行の統計によりますと、年間の新規借り入れ実行額、二〇〇三年度が二兆九千億円、これは住宅もすべて含んでおりますけれども、これを前提とし、金利を平均で三％というふうに見積もりますと、減税見込み額は千二百五十億円程度。今財務省資料では、現在の住宅ローン減税の新規の年間減税発生額が九百億ということでありまして、この差額である三百五十億が初年度の減税額ということになります。

加えまして、平年度であります、現在の住宅向け、また消費財、サービス購入資金向け借り入れ、これが百五十五兆円あります。そのすべてが本制度を活用したと仮定した場合、これらによる減税額が九千三百億円ということになります。この場合も現行の住宅ローン減税による減収額が五千九百億円ということでありまして、これを相殺した三千四百億円が平年度の減税額、減収額ということになります。

○佐々木(憲)委員 減税規模はこのローンだけでしょうか。それ以外はありませんか。

○中塚委員 このほかの部分につきましては、消費税の総額表示方式、これを削除するということが、あと損益通算期間の二年の延期ということになっておりますので、減税額という点ではこういうことになります。

○佐々木憲委員 わかりました。

今、国民の側の税負担の点について議論をしてまいりました。今回の提案というものは、お年寄りにも非常に厳しい状況をつくり出すものだというふうな感じを持ちました。

さて、それでは、その反面で、今利益が急増しております大企業の場合は一体どうなるのか。利益がふえているわけですから、税負担もふえていくのかなというふうに思いましたら、どうも今回の改正でさらに減税が行われるということでありまして、例えば、欠損金の繰越期間の延長です。これは五年から七年に延長する。平年度ベースでこれは幾らの減税になるんでしょうか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。平年度減収額千二百七十億円と見積もっております。

○佐々木憲委員 この法人税の欠損金繰越期間の延長というのは、財界の中でも特に大手銀行が、財政面で不良債権問題の解決を後押しする施策として強く要請したものでありまして、それを政府税調では銀行だけではなくすべての業種に広げたということでもあります。

この改正は、二〇〇一年四月一日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用する、したがって、小泉内閣の発足時にまでさかのぼって適用するということになると思いますが、そのとおりですか。

○大武政府参考人 金融界、産業界それぞれがリストラというふうなことを余儀なくされた、そういう状況を勘案して、平成十三年度からさかのぼるということにしております。

○佐々木憲委員 さかのぼってこういうことをやると。最近、この繰越欠損金というのは、巨額な規模に上っております、そのために収益を圧

縮して法人税の減収に大きな影響を及ぼしていると思うんですが、そうではありませんか。

○大武政府参考人 確かに、今申し上げましたように、千二百七十億円の減収が、五年を七年に延ばすことによりまして将来生じてくるということでは事実であります。

ただ、こういうことによって事業再生が行われて、そして雇用の場の確保が行われてくれば、それによってまた税収も上がってくるということも他方では期待されるということかと存じます。

○佐々木憲委員 雇用の場が確保されればとおっしゃいましたが、実際には企業は雇用をどんどん減らしております、これは年金も支え手がないで大変な事態になっているという状況でありまして、そういう企業がリストラ利益を上げている、さらにその上に減税を行う、国民の側は大変な生活難に陥る、この格差が今非常に拡大している。そこでもう一つ、連結納税制度の問題についてお聞きをしたい。

二年前に導入されたわけですね。そのときに、減税分を一部補うということで連結付加税というものがつくられました。しかし、これが今回廃止をされる。連結納税制度が導入された当時は、減税額が余りにも大きいものですから財政に影響が出るんだということで、連結納税制度を選択した法人に対して、法人税の税率に付加的に二%上乗せして徴収するというものでつづかれたのが連結付加税であります。それを今回は廃止する。これによって減税は平年度ベースで幾らになりますか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。なかなか推計が難しいのですが、現在の申告状況あるいは承認申請状況に基づいて試算いたしますと、約六百五十億円というふうに推計いたしております。

○佐々木憲委員 結構な規模であります。それから、導入されて最初の昨年三ヶ月、三月末であります、連結納税制度を選択したグループは何グループぐらいありましたでしょうか。そ

れから、昨年の九月期は何グループあったでしょうか。

○村上政府参考人 最初のお尋ねは、平成十五年三月三十一日決算期の連結申告書でございますが、これは百三十四グループから提出されております。なお、一番新しいデータ、これは平成十五年九月末の申請の累計でございますが、グループ数で三百八十四提出されております。

○佐々木憲委員 選択するグループが急増しているわけですね。

例えば、昨年三期末の百三十四グループ、この中で黒字企業の申告所得金額の合計は九千二百八十七億円だったと思うんです。約一兆円近いわけですね。しかし、このような連結納税制度を採用いたしますと、赤字企業と損益が通算されますので、かなりこれは圧縮されるわけです。この約一兆円が幾らに圧縮されたんでしょうか。

○村上政府参考人 お答えいたします。申告書の金額は三百二十五億となっておりま

す。

○佐々木憲委員 結局、この企業の利益が三十分の一に圧縮されたということになるわけですね。そうなりますと、たった百三十四グループに対して二千七百億円ぐらいの減税が行われたということになるわけですね。

その後も連結納税制度の申請はふえまして、昨年も、先ほど御紹介がありましたように三百八十四グループ、ますますその適用がふえているということになるわけですね、その上連結付加税を廃止する、これが加わるわけですね。そうなる、子会社を持つ大企業の連結納税制度をさらに導入するということが加速要因となりまして、極めて一部の大企業の多大な減税という事態を招くわけですね。

例えば、日経が一月十四日にこういう報道をしております。ことし三ヶ月から約百二十社の子会社を対象とし連結納税制度を導入する住友商事グループ、これはどのぐらいの税負担軽減になるかといえますと、この住友商事グループだけで四十

億円の軽減になる。ですから、今度の税制、法人税の改正というものは、本当に大企業にとってはよだれの出るような大変な有利な制度である。しかも、今回のこういう制度だけではなく、昨年は昨年でさまざまな減税措置が先行減税と称して行われました。しかも、この十年ぐらいた振り返ってみても、法人税の税率の引き下げということも、これは何度も行われてきたわけですね。

そういうことを考えますと、一方で国民の側、庶民、つまりお年寄り、こういうところには、本当にむしり取るような形で次々と増税が押しつけられる。その反面で、リストラを行い労働者あるいは下請けにせよ寄せをしている大企業、この大企業が利益を上げれば上げるほど税金が取れない仕組みになっている。つまり、大企業向けには減税、庶民には増税。こういう方向は、果たしてこれは政治としてとるべき姿なのか、あるべき姿なのか、私は、これは根本的に間違っているというふうに思うわけです。

先ほど大臣は、やはり国民の暮らしというものを重視した経済運営というものが必要である、そういう答弁をされました。家計応援ということには賛成であると。しかし、実際に大臣がお出しになつてきたこの法案は、それとは全く違う方向を向いているのではないかと思います、大臣、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 先ほどから佐々木委員の御議論を伺っております、いかにも佐々木委員らしい議論を展開していただいているなと思います。委員のお好きなマルクスの言葉をかりれば、初めから黒く塗って置いて、黒いじゃないかとしかられているような気がするわけでございますが、

先ほどの欠損金の繰越期間の延長にせよ、やはり金融、それから産業の構造改革を進めなきゃいけないという中で、相当不良債権処理を加速してやっております。これは金融機関もそうでございますし、再構築を進めた企業もそうでございますので、欠損金がたくさん出ている。そこがみんな元気がなくなりましたら、やはり家計も

またおかしな事になってしまうということでございすから、やはりこういう措置は私は必要なんだらうと思いますし、連結付加税にしても、こういう形で企業グループの一体的経営や企業グループ内の柔軟な組織再編を進めていくことが、今経済構造が変化していく中で、経済社会が活力を持っていく大事な要素なのではないかと私は思っております。

先ほど委員と認識が若干違う御議論をしましたのは、委員は、そつちばかり元気がなくなって国民は元気じゃないやないか、こういうことですが、私は、元気が出てきたものが家計にだんだん浸透していくということを期待できる状況ではないかと考えております。

それから、先ほど減税しても結局企業ばかりじゃないかと反論をされましたけれども、平成十一年以降、累次の個人所得課税の減税を行ってきておりまして、これは繰り返し申し上げて恐縮でございすけれども、主要国と比べて、個人の所得課税、租税負担率というのは極めて低い形になっている、そういうことも御承知おきいただきたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 大企業の場合は元気をなくしたら大変だというお話ですけれども、大企業だけが今大変元気が出ておりまして、これは、庶民にしわ寄せをする結果、ごくごく一部の企業がそういう形になっているわけでありす。圧倒的多数の国民の側は、本当に元気がない、もう息も絶え絶え、こういう状況になっているわけ、そのときにどこに重点を置いて助けるのかということ、私は言っているわけでありす。

やはり一番大変なところを助けていく、家計というものが日本経済の約六割を支えているわけでありまして、そこが元気にならない限りは、日本経済の成長はありません、日本経済、景気の回復はありません。やはり、経済全体の再建ということとを考えると、家計をどう支援するかということが大事だということを強調しておきたいと思ひます。

では次に、この赤字国債の問題についてたまたいと思ひます。

今回発行される赤字国債は、三十兆を超えております。国債依存度は四四・六％と、非常に高いものでありまして、当初予算として過去最高、最悪の事態であります。歳入のほぼ半分を借金で賄うというのは、これは極めて異常な財政運営だといふふうに思ふわけですが、国債発行残高というものは四百八十三兆、大きさはGDPの規模にほぼ匹敵するほどの規模になっております。

来年度の、四月以後の国債発行額というのは、三十六・六兆円の新規発行のほかに、借換債、それから財投債というものが、大きく言えば広い意味での国債であります、これは合わせて幾らになるのか、その数字を示していただきたい。

○山本副大臣 平成十六年度の国債発行額は約百六十二兆三千億円でございす。

○佐々木(憲)委員 そのうち市中発行分はどのくらいになりますか。

○山本副大臣 約百十四兆六千億円でございす。

○佐々木(憲)委員 つまり、発行総額の約七割です。これが市中で消化しなけりやならないという、非常な大変な規模であります。

さらに、二〇〇五年度以降になりますと、過去の景気対策のために出した国債の借換債の発行、これが急増するわけですね。一方、郵貯、年金等の公的資金が財投資金の完全自主運用までの経過措置として財投債を引き受ける、これも大変な規模に上るわけでありす。

これらのことを考えますと、今後発行される大量国債の消化、これは大変厳しい状況になるのではないかと私は思ひますけれども、今は確かに、潤沢な、史上空前の金融緩和という状況のもとで大量の国債を金融機関もある程度引き受けて、一応消化されているわけでありす、仮に景気が回復に向かつていくことになりますと、結構これは厳しい局面が出てくる可能性もあると思ふんですけれども、その辺の認識は、大臣はどのようにお持ちでしょうか。

○谷垣国務大臣 確かに、国債をこれだけ発行しておりますと、金利の動向というのは、私にとりまして非常に関心事でございす。

しかし、その金利が上がっていくのも、経済全体が元気が出てきて、緩やかに金利が上昇していくということであるならば、これはいろいろまた対応の仕方があるわけではございすけれども、そうではなくて、経済はちつとも元気がならないのに金利だけ上がっていくような状況が生じますと、これはもう非常に苦しい局面になるということとは事実だろうと思ひます。

そういうことにならないようにするためにはどうしたらいいかということではございすけれども、やはり国債に対する信認というものがなくなりますと、国債の価格はどんどん安くなつていく、それはすなわち国債の長期金利が上昇してしまふ、こういうことではございすから、やはり国債に対する信認を確保する。これはいろいろな手を打たなきゃいかぬ、施策を講じなきゃいけないと思ひますが、一番の根本は、やはり政府が財政規律というものをしっかりと大事に考えて、そのための努力を続けているということが私は一番大事じゃないかと思ひます。プライマリーバランスの回復、二〇一〇年代初頭だということなことは繰り返して申し上げて恐縮でございす、それが一つの象徴でございす。

しかし、それだけでいけるわけではございませんで、中長期的に見て、調達コストを抑制しながら確実に円滑な消化を図る。これは昨年、相当研究会なんかやりまして、そのための施策をまとめた。市場のニーズとか動向を十分踏まえた国債発行を行うとかいうような、いろいろなことを議論しているわけでありすけれども、適切な国債管理政策に努めていかなければならないと強く思ひます。

○佐々木(憲)委員 大量に発行された国債の市中消化を支えているのはやはり日銀の超金融緩和政策でありまして、日銀は金融の量的緩和と政策を行つて、そのもとで長期国債の買い切り額をふや

しております。現在、毎月一兆二千億円を買い取っている。大変な規模です。二〇〇四年度の十年物国債の発行予定というものは二十二兆八千億、つまり一月当たり一兆九千億。こういうことになりましたから、毎月の発行額の六割は日銀が吸収する、そういう極めて異常な状況になっているわけでありす。

しかも、今のところ、それをほとんど基準を緩和しまして、発行後二カ月経過すれば買い切りが可能となるということで、事実上の日銀引き受けに近い状況が進行しているわけです。その日銀も、いつまでもそういう状況ではない。

やはりデフレが克服されていきますと、超低金利政策から脱却する、これは日銀自身が表明しているわけでありす。そうしますと、現在のようないく国債買い切りを続けるということは、永遠に続くということはあり得ないわけでありまして、政府もデフレ克服を言う、日銀も超低金利政策は転換をすると言ふ、そういうときに、この国債の大量発行というものがどういう事態をもたすか、これは大変深刻な事態だと私は思ひます。

「改革と展望」で予定されておりますデフレからの脱却の時期が、先ほど言ったように二〇〇六年度、そういうふうになされているわけですね、そうなるかどうかは別として。その時期には、まさに国債の大量償還、借換債の増発の時期とちようど重なるわけですね。その状況のもとで、日銀が低金利政策をやめる、それから長期国債の買い切り額を減らす、そうなりますと、国債の暴落、長期金利の上昇、こういう危険性が生まれてくる可能性がある。そういう危険性を認識されているのかどうか、その辺の認識を伺いたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 現在のところ、日銀は金融緩和、量的緩和に対するコミットメントをはっきり言っておられますので、委員のおっしゃるような、かなり眼を上げて遠くを見ますと、今おっしゃったようなことも全く考えなくていいというわけではないかと思ひます。

ただ、現在ではまだ仮定の議論でございす、

いずれにせよ、日銀と私ども財政当局がしっかりと
いろいろな意味で連携をとり合つて、日銀はもち
ろ日銀として金融政策は独立性を持つておられ
るわけですが、大きな意味できつと連絡をとり
合つて意思も疎通していくということが大事なこ
とではないかと思つております。

○佐々木憲委員 現在のところは大丈夫だとい
うことをおっしゃいましたが、しかし、これは、
この二、三年というものは大変深刻な事態を招く
おそれが強まつていくと思います。そういうとき
に一体どう対応するかということ、これは金融政
策上の対応策はもちろんですけれども、同時にや
はり財政そのもののあり方というものの根本的に
考え直していく必要があるのではないかと。

やはり、むだ、浪費、こういうところを徹底的
に削減していくということ、同時に、先ほどか
ら私申し上げましたように、経済全体をどう活性
化させるか、そのかぎになるのがやはり個人消費
であり、家計であると思うわけです。そこをどう
支えるかということに重点を置いた財政運営を考
える必要がある、そのことによって全体として景
気が回復していく。下から景気が回復し、経済が
再建の軌道に乗っていく、そのことによってさ
に税収が上がつていくということを考えていく必
要があるのではないかと。その点を最後に申し上げ
まして、私の質問を終わらせていただきます。

○田野瀬委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 森副大臣、どうですか。

○森副大臣 先ほど市町村事務取扱交付金の対象
職員が何人いるのかというお尋ねがございました
が、市町村事務取扱交付金につきましては、職員
の人数で積算しているものではなく、被保険者一
人当たりの業務量をもとにしたコストと被保険者
数をもとに必要な額を見積もっているものでござ
います。

先ほど調べ直して御報告しますと申し上げまし
たが、再度確認をさせていただいたところ、ただ
いま申し上げました仕組みでございまして、具
体的に市町村に交付金の対象となる職員が何人い

るのか、数が出てくるものではないということをし
御報告させていただきます。

○長妻委員 いや、もう一つ私が聞いたのもあり
ますよ、二百二十一億円が全額がお給料なんです
かと。これもどうですか。

○森副大臣 費目上は人件費ではございません。

○長妻委員 いや、じゃ、人件費は税金、それ以
外は年金の掛金、こういうのが証明できないじゃ
ないですか。

そうしたら、この保険料財源、下の百五十八億
円、平成十六年度、これは過去ずっとありますね、
もう決算も出ているところもあると思いますけれ
ども、この保険料財源、百五十八億円の中には、
そういう、さっき言われた、地方自治体の人件費
として使うようなお金というのは一切ないという
ことでいいんですか。

○森副大臣 国民年金事務費につきましては、人
件費は国庫負担とし、人件費以外の事務費の範囲
内で特例措置を講じることとしてきたところでご
ざいます。

こうした考え方を踏まえつつ、市町村事務取扱
交付金については、費目としては人件費以外の事
務費であり、その一部に特例措置を講じてきてお
ります。その具体的な予算額については毎年度の
予算折衝で決めてきたものでございます。

○長妻委員 ですから、谷垣大臣も言われておら
れるように、人件費は税金だと、物件費は税金も
あるけれども、さっきの御答弁。税金もあるけれ
ども、物件費は年金の掛金もあるよ、こういうこ
とですよ。人件費は税金だと。こういうことだ
から今お伺いしているんですよ、森副大臣。

この保険料財源、平成十六年度百五十八億円、
さっきの資料の七ページでございしますが、百五十
八億円の中にはもちろん、そういう意味では、地
方自治体の人件費として使う費用、これは一切含
まれていないということですよ、森副大臣。

○森副大臣 それは、人件費以外の事務費という
ことで、市町村交付金として保険料と国庫負担と
両方合せて交付しているものでございます。

で、その中の仕分けについては、私どもでは明確
に把握をしております。

○長妻委員 いや、そうすると、人件費は保険料
財源は使わない、人件費は税金というルールに反
しているじゃないですか。

○森副大臣 私が申し上げているのは、あくまで
原則としてはということ、その中身については、
年々財務省との予算折衝で決めてきたところ
でございます。

○長妻委員 ですから、そういうことを聞いてい
るんではなくて、人件費は税金で賄うよ、人件費
は全部税金で賄うよ。これはもうそういうことな
んですよ、月曜日の答弁でも今の答弁でも。で
すから、この保険料財源の中、百五十八億円の中
には人件費が入っていないんだんですよ。です
から、百五十八億円の中に地方自治体の人件費は
入っていないんですよ、こういうことを聞いてい
るんですよ。

○森副大臣 人件費は入っております。

○長妻委員 そうしたら、百五十八億円の中
の、交付金ですね、費目は。交付金の中から、地
方自治体の職員のお給料として支払われる、ある
いは人件費見合いで支払われるお金は一切ない、
こういうことですよ、森副大臣。

○森副大臣 使途の限定はしてありませんし、ま
た、繰り返し申し上げておりますように、予算費
目上の人件費は入っております。

○長妻委員 いや、ですから、さっきから言つて
いるように、人件費は税金だ、これはもう鉄則な
んだ、こういうふうになっているわけですよ。で
すから、百五十八億円の中、保険料財源の中に、
費目はさっき言われたように、地方自治体への交
付金ということとで言われましたけれども、地方自
治体の職員の人件費として使われるお金というの
は、一円も入っていないんですよ、森副大臣。

入っていないじゃないんですよ。証明してく
ださい。

○森副大臣 あくまでも予算費目上の人件費は
入っております。(長妻委員「質問できません

よ、これは」と呼ぶ)
○田野瀬委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕
○田野瀬委員長 速記を起こしてください。

長妻君。

○長妻委員 出ないということでありまして。百五
十八億円が保険料財源、人件費あるかどうかか
らぬということでありまして、実際、給料とし
て支払われたかどうか。

直近のそれでは決算、直近の決算、平成十四年
度か十三年度か知りませんが、例えば十四年度だ
としたら百九十億円、このうち実際に地方自治体
に交付金として支払われて、地方自治体がお給料
など、そういう人件費として使ったものが幾らあ
るのか、それをお出しをください。

そして、もしそれが、お給料が入っていたとす
れば、これはルールから違ひますので、一応その
調査を要請いたします。

○森副大臣 人件費は税金、その他の範囲内で特
例措置を適用するといったときの人件費は、あくま
で予算費目上の人件費のこととでございましてとい
うことをまず第一点申し上げておきます。

また、今の御要請につきましては、初めて何う
ことでございまして、調査する努力はしてみます。
○長妻委員 いや、それは全然違いますよ。だつ
て、人件費は税金、それ以外の物件費は年金の掛
金、こういうことになっているわけで、そして、
社会保険庁の説明では大体これは分かれていま
すよ。

国庫負担と保険料財源、これは分かれているの
は、上は人件費見合いです、だから国庫負担にし
ているんです、財務省にも予算要求を、だからこ
の部分には人件費見合いとして、地方自治体が最終
的には人件費として支払うだろうということ、で
やつていられるんですよ、森副大臣。

下は、人件費じゃない、物件費、地方自治体が物件
費として使うお金だから、こういうふうに分けて
いるんですよ、森副大臣。

森副大臣、直近の決算の中に、保険料財源で、

最終的に地方自治体に渡ったときに、それをお給料とか人件費として使われていたとしたら、厚生労働省が財務省に説明していた話、あるいは厚生労働省、社会保険庁が私に説明していた話というのは、全くこれは違ってくる、原則も違ってくるということなんで、これは調査をしてください。だめです、調査しないと。

○森副大臣 人件費は国庫負担とし、人件費以外の事務費の範囲内で特例措置を講じるということを繰り返し申し上げております。また、今のお尋ねの件につきましては、調査する努力をいたします。

○長妻委員 だめですよ、調査してください。これは重大なことだから。さつきからもめているじゃないですか。だめですよ。調査してくださいよ。

○田野瀬委員 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田野瀬委員長 速記をあげてください。

森副大臣。

○森副大臣 繰り返し申し上げます。調査する努力をいたします。

○長妻委員 だめですよ。だから、同じじゃないですか。だめだ、だめだ。同じじゃないですか。ちよつと速記をとめてください。速記をとめてください。

○森副大臣 調査いたします。

○長妻委員 私がどうしてこういうことを言っているかという、そういういいかげんな分かれ方なんです、年金の掛金を使った支出と、税金はこれにするというのがいかがいなんですよ、これ。全然いいかげんなんですよ。

ですから、我々は、私は、言っているのは、例えば社会保険庁の職員の方が入るマンシヨンのようなものは、これは厳格に節約をした上で、もし必要があれば例えば税金でやるとか、あるいは延期をするとか凍結をするとか、そういう常識的な仕分けができるんですよ。ところが、それを皆さんに言う、いや、宿舎は、これはもう保険料じゃ

ないんだめなんです、こういう説明を頭からする。交際費は保険料じゃないやだめなんです。

ですから、それは谷垣大臣の理屈でいっても税金でもいいわけですよ。ですから、そういう説明を初めからされるということで、これ、世間の常識と離れていく根本的な問題を含んでいるわけでありまして、調査をされるということをおっしゃいましたので、それを速やかにしていただきたいというふうに思います。

最後に、いつまで調査するか、来週中にできま

すか。

○森副大臣 できるだけ速やかにするようにいたします。

○長妻委員 それは、できるだけというのは、来週とかそのぐらいのスピードでよろしいんですね。これ、永遠になりますよ、この期限がないと。大体、じゃ言ってくださいよ、大体。大体時期を言ってくださいよ。どのくらいか、大体言ってくださいよ。この法律、通っちゃいますよ、そうしたら。

○森副大臣 無責任なことは申し上げられませんが、できるだけ早く調査いたしますと申し上げます。

○長妻委員 じゃ、この法律の採決までには、さ

れますね。

○森副大臣 極力、努力いたします。

○長妻委員 極力というか、採決までに、じゃ、採決までに出すと、そういうふうにならねえと言ってください。

○森副大臣 努力いたします。――誠意を持って努力いたします。

○長妻委員 よろしくお願いします。

質問を終わります。

○田野瀬委員長 次回は、来る三月二日火曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

所得税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち所得税法第三十五条第五項を削る

改正規定の次に次のように加える。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（利息控除）

第七十七条の二 居住者が、各年において、資産の取得若しくは借受け若しくは役務の受領（公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものとして政令で定める資産又は役務に係るものを除く。以下この条において「資産の取得等」という。）に要する資金に充てるために借り入れた借入金又は資産の取得等の対価に係る債務について、当該借入金又は債務に係る利息（これに類するものとして政令で定めるものを含み、第三十七条（必要経費）の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）を支払ったときは、その支払った利息の額（その額が一般金融市場における金利を勘案して政令で定める方法により算定された額を超えるときは、当該算定された額）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前項の規定による控除は、利息控除という。第一条のうち所得税法第八十七条第一項の改正規定中「第八十七条第一項中」の下に「損害保険料控除」の下に、「利息控除」を加え、を加える。

第一条のうち所得税法第九十二条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第二百二十条第三項第一号中「損害保険料控除」の下に、「利息控除」を加える。

第一条のうち所得税法第六十五條の改正規定中「第六十五條中」の下に「第七十七條」を「第七十七條の二」に、を加える。

第一条のうち所得税法第九十條第二号ハの改正規定中「第九十條第二号ハ」を「第九十條第二号ロ中「保険料控除申告書」を「保険料等控除申告書」に、並びに第七十六條第一項」を「第七十六條第一項」に、「並びに第七十四條から第七十七條まで」を「並びに第七十七條の二第二項（利息控除）に規定する利息の額（当該申告書に記載され、かつ、第九十六條第二項に規定する書類の提出又は提示のあったものに限り。）につき第七十四條から第七十七條の二までに改め、同号ハ」に改める。

正規定中「第九十條第二号ハ」を「第九十條第二号ロ中「保険料控除申告書」を「保険料等控除申告書」に、並びに第七十六條第一項」を「第七十六條第一項」に、「並びに第七十四條から第七十七條まで」を「並びに第七十七條の二第二項（利息控除）に規定する利息の額（当該申告書に記載され、かつ、第九十六條第二項に規定する書類の提出又は提示のあったものに限り。）につき第七十四條から第七十七條の二までに改め、同号ハ」に改める。

第一条のうち所得税法第九十五條第一項の改正規定の次に次のように加える。

第九十六條の見出し中「保険料控除申告書」を「保険料等控除申告書」に改め、同条第一項中「又は損害保険料」を「損害保険料又は利息」に改め、同条第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 その年中に支払った第七十七條の二第二項（利息控除）に規定する利息の額

第九十六條第二項中「又は同項第三号」を「同項第三号」に改め、「損害保険料の金額」の下に「又は同項第四号に規定する利息の額」を加え、同条第三項中「保険料控除申告書」を「保険料等控除申告書」に改める。

第七條のうち租税特別措置法第四十一條第一項の改正規定中「平成二十年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改め、「若しくは平成十五年」を「から平成二十年までの各年」に、を削り、同条第二項の改正規定中「同条第二項第三号中「又は平成十五年」を「平成十五年又は平成十六年」に改め、同項第四号を次のように改める」を「同条第二項第四号を削る」に改め、同項第四号を削る。

第七條中租税特別措置法第四十一條第二項に三号を加える改正規定を削る。

第七條のうち租税特別措置法第四十一條の二第二項の改正規定及び同条第五項の改正規定中「若しくは平成十五年」を「から平成二十年までの各年」に、を削る。

第七条のうち租税特別措置法第四十一条の次に一条を加える改正規定中第四十一条の二第二項各号を次のように改める。

一 平成十六年及び平成十七年 五十万円
二 平成十八年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年又は平成十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

三 平成十九年から平成二十一年まで 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限り。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限り。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

四 平成二十二年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限り。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日

が平成十三年前期内の日であるものに限り。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

五 平成二十三年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年である住宅の取得等(その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限り。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

ハ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年又は平成十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 二十五万円

六 平成二十四年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日

が平成十三年前期内の日であるものに限り。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 二十五万円

七 平成二十五年及び平成二十六年 二十五万円

第七条のうち租税特別措置法第四十一条の五第一項及び第二項の改正規定のうち同条第一項中「平成十六年分」を「平成十八年分」に改める。

第七条のうち租税特別措置法第四十一条の五の次に一条を加える改正規定のうち第四十一条の五の二条第一項中「平成十六年分」を「平成十八年分」に改め、同条第七項第一号中「平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで」を「平成十八年一月一日から同年十二月三十一日まで」に改める。

第八条のうち阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第五項の改正規定中「若しくは平成十五年」を「平成二十年までの各年」に改める。

本則に次の一条を加える。
(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第十条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第六章中消費税法の目次の改正規定及び同法第五章中第六十三条の次に一条を加える改正規定を削る。

附則第一条第八号二中「消費税法の目次の改

正規定、同法」を「消費税法」に改め、「同法第五章中第六十三条の次に一条を加える改正規定」を削る。

附則第一条第一号イ中「附則第四条第一項から第三項まで及び第九号」を「附則第五条第一項から第三項まで及び第六十一号」に改め、同号ロ中「附則第三十五号及び第六十一号」を「附則第三十六号及び第六十二号」に改め、同条第二号中「附則第二十五号第一項、第四十号第一項及び第四十九号第一項」を「附則第二十六号第一項、第四十一号第一項及び第五十号第一項」に改め、同条第三号イ中「目次の改正規定」の下に、「同法第七十七号の次に一条を加える改正規定、同法第八十七号第一項の改正規定(損害保険料控除)の下に、利息控除」を加える部分に限る。を、「同法第九十二号第一項の改正規定」の下に、「同法第九十二号第三項第一号の改正規定」を、「同法第六十一号の改正規定」の下に、「同法第六十五号の改正規定(第七十七号)を「第七十七号の二」に改める部分に限る。を、「同法第三編第三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定」の下に、「同法第九十九号第二号ロの改正規定、同法第九十九号第六号の改正規定」を加え、「附則第三、第六号及び第七号」を「附則第四、第七号及び第八号」に改め、同号ロ中「附則第二十五号第一項及び第七十一号」を「附則第二十六号第五項、第三十五号、第四十一号第一項、第五十号第八項及び第七十一号」に改め、同号ハ中「附則第五十九号」を「附則第六十号」に改め、同条第十号を同条第十一号とし、同条第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「附則第二十五号第十項及び第十一項、第四十号第十三項及び第十四項並びに第四十九号第十三項及び第十四項」を「附則第二十六号第十項及び第十一項、第四十一号第十三項及び第十四項並びに第五十号第十三項及び第十四項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号イ中「附則第四号第四項、第五号、第六十号及び第十一号」を「附則第五号第四項、第六十号及び第十一号」に改め、同号を同条第七号とし、

平成十六年二月二十七日

九条第十四項」を「附則第五十条第十四項」に改め、同条第十六項中「附則第四十九条第十六項」を「附則第五十条第十六項」に改め、同条を附則第四十一条とし、附則第三十七条から第三十九条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第三十六条中「附則第二十三条、第二十四条又は第二十七条から第三十一条まで」を「附則第二十四条、第二十五条又は第二十八条から第三

「十二條までに、附則第二十三條、第二十四條

及び第二十七条から第三十一条まで」を、「附則第二十四条、第二十五条及び第二十八条から第三十二条まで」に改め、同条を附則第三十七条とし、附則第三十三條から第三十五条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第三十二条中「規定は」の下に、「次項に規定するものを除き」を加え、「同条第七項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同条に次の

一頂を加える。

2 附則第一条第四号に掲げる改正規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の五の規定は、個人が平成十八年一月一日以後に行う同条第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡について適用し、個人が同日前に行った附則第一条第四号に掲げる改正規定による改正前の租税特別措置法第四十一

条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡については、なお従前の例による。

附則第三十二条を附則第三十三条とし、附則第二十八条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第二十七条第一項中「規定は」の下に「第三項に規定するものを除き」を加え、同条第二

項を次のように改める。

２ 施行日から平成十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「第五項第二

号」とあるのは「第三項第二号」と、「第三項第三号」とあるのは「同号」とする。

附則第二十七條第十四項を同条第十八項とし、同条第八項から第十三項までを四項ずつ繰り下げ、同条第七項を削る。

附則第二十七條第六項中「規定は」の下に「第十一項に規定するものを除き」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 施行日から平成十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十二條第一項の規定の適用については、同項中「第三十一條第五項第二号」とあるのは「第三十一條第三項第二号」と、「第一号」とあるのは「以下この項」と、「第三十一條第三項第三号」とあるのは「同号」とする。

11 附則第一條第四号に掲げる改正規定による改正後の租税特別措置法第三十二條の規定は、個人が平成十八年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った附則第一條第四号に掲げる改正規定による改正前の租税特別措置法第三十二條第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

附則第二十七條第五項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 施行日から平成十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十一條の三第一項の規定の適用については、同項中「第三十一條第一項前段」とあるのは「第三十一條第一項」と、「同項前段」とあるのは「同項」とする。

附則第二十七條第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 施行日から平成十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十一條の二第一項の規定の適用については、同項中「前条第一項前段」とあるのは「前条第一項」と、「同項前段」とあるのは「同項」とする。

附則第二十七條第三項を同条第四項とし、同条

第二項の次に次の一項を加える。

3 附則第一條第四号に掲げる改正規定による改正後の租税特別措置法第三十一條の規定は、個人が平成十八年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った附則第一條第四号に掲げる改正規定による改正前の租税特別措置法第三十一條第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

附則第二十七條を附則第二十八條とし、附則第二十六條を附則第二十七條とする。

附則第二十五條第十項及び第十一項中「附則第一條第六号」を「附則第一條第七号」に改め、同条を附則第二十六條とし、附則第二十一條から第二十四條までを一条ずつ繰り下げる。

附則第二十條中「附則第五十七條」を「附則第五十八條」に改め、同条を附則第五十一條とする。

附則第十九條中「附則第五十七條」を「附則第五十八條」に改め、同条を附則第二十條とし、附則第十八條を附則第十九條とし、附則第十七條を附則第十八條とする。

附則第十六條第二項及び第三項中「附則第一條第五号」を「附則第一條第六号」に改め、同条を附則第十七條とし、附則第十三條から第十五條までを一条ずつ繰り下げる。

附則第十二條中「附則第十五條」を「附則第十六條」に改め、同条を附則第十三條とする。

附則第十一條中「附則第一條第五号」を「附則第一條第六号」に改め、同条を附則第十二條とする。

附則第十條中「附則第一條第五号」を「附則第一條第六号」に改め、同条を附則第十一條とし、附則第六條から第九條までを一条ずつ繰り下げる。

附則第五條中「附則第一條第五号」を「附則第一條第六号」に改め、同条を附則第六條とする。

附則第四條第四項中「附則第一條第五号」を「附則第一條第六号」に改め、同条を附則第五條とする。

附則第三條中「附則第九條」を「附則第十條」に改め、同条を附則第四條とする。

附則第二條の次に次の一條を加える。
(利息控除に関する経過措置)

第三條 新所得税法第七十七條の二の規定は、平成十六年一月一日以後に行われる同条第一項に規定する資産の取得等に要する資金に充てるために借り入れた借入金又は同日以後に行われる同項に規定する資産の取得等の対価に係る債務(同日前に取得した住宅の用に供する家屋であつて同日以後に居住の用に供したもの)のうち第七條の規定による改正がなかつたものとならば同条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一條の規定の適用を受けることができることとなるものその他これに類するものとして政令で定めるものに係る借入金又は債務を含む。)に係る同日以後に支払う利息について適用する。

本修正の結果必要とする経費
本修正による減収見込額は、平年度約三百五十億円である。

平成十六年三月十六日印刷

平成十六年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局